

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 9 分野) (総括表)

(分野名)第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、ポスターやリーフレットを作成、配布し、また運動期間中、インターネットテレビ・ラジオ番組等を通じた広報啓発を実施している。 ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成し、ホームページに掲載し、広く国民に周知するとともに、シンボルマークの活用を促している。 ・若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材として『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』(平成22年3月作成、平成24年12月改訂)を作成し、若年層及び若年層に対して指導的立場にあるものを対象に、本教材等を活用した研修事業を継続的に実施するとともに、地方公共団体や民間団体が本教材に基づく研修を実施する際は、要望に応じて本教材の印刷媒体及び本教材等のデータを収録したDVDを提供するなどし、上記研修の参加者以外にも、予防啓発教育・学習に関する情報提供や助言を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は、定着化し、国民に広く広報することにより意識啓発を図ることができた。また、運動のイベントであるパープル・ライトアップについて、平成24年度は、全国9施設で実施したが、平成25年度には全国22か所で実施しており、徐々に浸透してきている。 ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成により、女性に対する暴力の問題に対する社会の認識を更に深めることができた。 ・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修について、研修終了後の参加者アンケートによると、研修について「非常に有用であった」または「有用であった」と答えた参加者の割合は80%以上(平成25年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」①指導者向け研修(大阪開催)93.1%、②指導者向け研修(東京開催)92.9%、③若年層向け研修(東京開催)83.9%)であり、概ね高い評価を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、関係機関と連携し、より効果が高くなるような内容となる「女性に対する暴力をなくす運動」を検討し、実施していくとともに、メディアを通じた広報活動を実施していく。 ・若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修に参加したものが、研修終了後に各所属先において、研修で習得した知識等を活かした予防啓発活動を展開できるよう、研修内容の工夫を試みる。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、ドメスティック・バイオレンスを含む女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性に対する暴力を予防・根絶するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っていく。
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営適正化法において、風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をすることが禁止されているほか、性風俗関連特殊営業は、その営業につき、広告制限区域等において広告物を表示すること、人の住居等にビラ等を頒布すること等が禁止されており、都道府県警察において違法な広告物の撤去等の指示及び取締りを行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び聴覚に訴えるチラシや看板等の広告等について規制し、撤去等の指示及び取締りを行っているところ、平成25年中の広告宣伝違反に係る行政処分は151件（うち指示処分146件）、検挙件数は49件、検挙人数は25人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き必要な指示により違法状態の是正を図っていくほか、悪質な違反に対しては徹底した取締りを行っていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>イ 相談しやすい体制等の整備</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の的確かつ迅速な保護が図られるよう、被害者が相談し易い(最寄りの相談機関の電話番号等を簡便かつ迅速に調べられる)環境を整備することを目的として、平成21年1月に全国統一の電話番号を設け、電話を掛けた者が希望する地域の相談窓口の電話番号を自動音声で答える「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ:24時間・365日対応)」を運営している。 ・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、最新の相談窓口を掲載するとともに、毎年11月に行われる「女性に対する暴力をなくす運動」に際して、相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し、相談窓口の所在を広く国民に周知している。 ・配偶者からの暴力及び性犯罪による被害について相談窓口を周知し、一人で悩む被害者に相談を促すため、「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」を設置(平成23年2月8日から同年3月27日までの間)し、緊急かつ集中的に相談対応を行った。 ・内閣府では、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援やカウンセリングについて知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」及び「性犯罪被害者支援体制促進事業」を実施している。また、「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成し、女性に対する暴力被害者の支援にあたる支援者に対し、心理カウンセリングや自助グループに関する情報提供を行っている。 ・地方自治体等における男性に対する相談体制を整備することを目的に、担当行政職員を対象としたマニュアル(参考資料)を作成し、関係機関に配付した。 <p>②研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務として被害者と直接接することとなる警察官、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所を含む。)職員、男女共同参画センター職員、人権擁護委員等を対象として、男女共同参画の観点から、被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう研修(依頼講義を含む。)を実施している。 ・女性に対する暴力の被害者支援体制の強化および相談員の質の向上を目的とし、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(対象:配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)の長、地方自治体の支援センター主管部(室)の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員)」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修(対象:地方公共団体の企画行政職、若年層に対して指導的立場にある教育機関等の職員、官民の相談機関の相談員及びおよび若年層)」及び「性犯罪被害者支援体制促進事業(対象:地方自治体の企画行政職及び官民の相談機関の相談員)」を実施している。各研修では、ケーススタディの手法を用いて、具体的事例に基づく解説や協議を行っている。 ・支援センターの設置促進にむけて、支援センターを新たに設置する予定の地方公共団体に対して、アドバイザー派遣を実施するとともに、既に支援センターを設置した地方自治体の取組事例を取りまとめ、好事例の共有を図っている。 	<p>①相談・カウンセリング対策等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DV相談ナビの運営を実施する。しかしながら、提供する情報量(相談窓口数)が多く、被害者が必要とする最寄りの相談窓口の情報に辿り着くまで数分を要している実態にあることから、被害者の利便性向上の観点から、本ナビにより提供する情報の範囲等について見直しを検討する。 ・内閣府のホームページについては、被害者が必要としている相談窓口、女性に対する暴力の現状 や法律の内容など、最新のデータに更新しつつ必要な情報提供を行っていく。 ・地方公共団体等関係機関の取組を促し、相談体制の充実強化に取り組んでいく。 ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢に沿って、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するように、改訂が必要である。 ・男性に対する相談体制整備マニュアル内容の浸透を図るため、男性相談担当者研修等の機会を通じて趣旨や対応の留意点等の徹底を図る。 <p>②研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、職務として被害者と直接接することとなる機関の職員等を対象として、男女共同参画の観点から、被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるようより一層研修に努めていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、地方自治体や民間団体の取扱いについてヒアリングを行うとともに、基本的な方針の見直しについて協議した。 ・平成25年6月に行われた配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、同年12月、基本方針を改正するとともに、配偶者暴力防止法の改正内容について記載したパンフレット「STOP THE 暴力」(平成26年改訂版)を作成し、ホームページに掲載し、周知を図った。 <p>また、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、法制度等の広報啓発を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力 相談手引」改訂版を作成、配布し、法制度の周知を図った。 <p>【施策の評価】</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談ナビについては、市役所等に「DV相談ナビの広報カード(内閣府作成)」などを置いて周知を図っている。 ・国民に必要な情報を提供することにより、暴力を容認しない社会風土の醸成と被害に遭われている方への早期支援提供に繋がっている。また、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーに係る各機関の窓口を掲載したリーフレットを作成・広報することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がっている。 ・電話相談「パープルダイヤル」では、期間中、約2万3千件の相談が寄せられ、女性に対する暴力被害の深刻な状況と支援の課題が明らかとなった。 ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(相談員向け)」のアンケートによると、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援やカウンセリング等に関する事例検討等を行う分科会「困難な問題を抱えた当事者への支援」のためのノウハウやスキルを学ぶことができたかどうかの達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の31.9%、「おおむねできた」と回答したものは60.2%であった。 ・男性に対する相談体制を整備することを目的としたマニュアルの作成により、相談対応にあたる相談員への支援に資すると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢にそって、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。 ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を踏まえ、必要な改訂を行う。 <p>④関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、情報や認識の共有に努めていく。 ・引き続き、法改正の内容の周知等、広報啓発に努めていく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>②研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後の取組みを調査するフォローアップアンケートの結果によると、参加者の約7割が研修で習得した知見等について、被害者の支援等に反映していると回答している。 ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のフォローアップアンケートによると、「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答したのは、支援センター長68.7%、企画行政職71.4%、相談員79.0%であった。また、同アンケートにおいて、相談員のうち、「支援センターにおける相談員の役割について考えることにより相談員としての意識が高まった」と答えたのは、96.0%であった。 <p>④関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を開催し、地方公共団体(埼玉県、大阪府)及び民間団体(全国シェルターネット)と意見交換を行い、被害者支援に係る現状、課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。また、関係省庁との検討、連絡を行うことにより、基本方針の改正作業が円滑に行われた。 ・配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえたより具体的な施策の推進を図ることができた。 ・配偶者暴力防止法の改正に伴い、改正内容及び支援要領等を掲載したマニュアルを作成し、配布することにより、現場における相談員に法を周知し、制度の的確な運用を推進することができたものとする。 ・配偶者暴力防止法の改正内容など、可能な限り迅速に、分かりやすい構成のパンフレットを作成し、ホームページで公表することにより、より多くの国民に周知徹底することができた。 	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 相談・カウンセリング対策等の充実 ・交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出への対応を行った。 ・女性からの被害相談をはじめとする相談事案に対する迅速かつ確実な組織対応を行うため、全国の警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口（以下「総合窓口」という。）を設置している。 ・総合窓口については、都道府県警察の実情に応じた相談対応の体制を計画的に整備している。 ・総合窓口について、ウェブサイト、各種広報誌等による情報提供を推進し、被害等の不安に困り苦しむ女性等の要望に応える体制を整備している。 ・精神的打撃を受けた被害者の回復を支援するため、被害者からの相談を担当する職員を配置し、電話又は面接によるカウンセリングを実施している。また、部外の精神科医、臨床心理士等にカウンセリングの委嘱を実施している。</p> <p>② 研修・人材確保 ・女性に対する暴力事案に従事する女性警察官の配置の拡充を図るために、各都道府県警察では、女性警察官採用拡大計画に基づき、女性警察官の採用に力を入れている。 ・新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力事案の捜査要領、被害者への配慮等について理解させるための教育を実施している。また、女性に対する暴力事案の捜査に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門的教育や警察本部等における研修会において、被害者の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能を修得させるための教育を行っている。</p> <p>③ 厳正かつ適正な対処の推進 ・被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。</p>	<p>① 相談・カウンセリング対策等の充実 ・引き続き、地域の特性、犯罪発生状況等を勘案した上で交番に女性警察官を配置し、相談体制の充実を図る。 ・今後も、女性からの被害相談をはじめとする相談事案に対する迅速かつ確実な組織対応を行うため、総合窓口と警察の各部門との連携を促進し、被害等の潜在化及び未然防止を図る。 ・都道府県警察の実情に応じ、女性職員による速やかな相談対応ができる体制の確保に向けた指導・助言を行っていく。 ・「警察相談の日」に限ることなく、年間を通じ、あらゆる機会に総合窓口、「#9110」番等を周知するための情報提供を推進する。</p> <p>② 研修・人材確保 ・今後とも、女性に対する暴力事案に従事する女性警察官の配置の拡充を図るために、女性警察官の採用拡大を推進していく。 ・引き続き警察学校等において、女性に対する暴力事案への適正な対応等に関する教育を継続して行っていく。</p> <p>③ 厳正かつ適正な対処の推進 ・引き続き、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、加害者の検挙等の措置を講ずるとともに、被害者の安全な場所への避難、身辺警戒等の被害者支援を迅速・的確に講じていく必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④ 関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。 ・配偶者暴力防止法に基づき、保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。 ・ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じている。 ・ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 相談・カウンセリング対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出に対して適切に対応した。鉄道警察隊においては、女性警察官の配置、交番に配置された女性警察官との連携等を実施し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての女性からの相談、被害の届出に適切に対応した。 ・全国の警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口が設置され、特にストーカー事案、配偶者からの暴力事案等重大事件に発展するおそれのある相談事案を認知した場合は、警察の各部門と連携するなど、迅速な組織対応による被害等の潜在化及び未然防止に向けた取組を徹底した。 ・総合窓口には、相談への対応を24時間可能とするため、相談担当者や当直勤務員を配置するとともに、女性相談者が女性職員による対応を希望する場合には、速やかに対応できる体制の確保に努めた。 ・9月11日の「警察相談の日」を中心とし、総合窓口その他都道府県警察で開設している相談窓口及び警察相談専用電話「#9110」番を周知するため、窓口の名称等を警察庁及び各都道府県警察のホームページ、政府広報オンライン等に掲載したほか、ポスター、パンフレット等の作成・配布等を行った。 ・専門的な教育を受けた警察職員が犯罪被害者に対するカウンセリングを行っているほか、部外の専門家に対しカウンセリングの委嘱を行うことにより犯罪被害者の精神的な被害の回復に努めている。 <p>② 研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近では、毎年1,000人を超える女性警察官を採用しており、女性警察官数は年々増加している。 ・あらゆる研修により、警察職員の女性被害者に対する配慮及び適正な対応に関する意識の醸成が図られているほか、女性に対する暴力事案では専門的な教育を受けた捜査員により被害者の人権に配慮した適正な職務執行が行われている。 	<p>④ 関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、部外の専門家と連携し、また各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている分科会やネットワーク等を通じた連携を密にし、犯罪被害者が相談しやすい体制の確保に努めていく。 ・引き続き、既存の法制度の的確な運用及び周知に努める。 ・ストーカー行為等の規制等の在り方については、平成26年8月に、警察庁の有識者検討会において、今後の検討及び取組の方向性が提示されたところであり、今後、その内容を具体化するための取組を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ 厳正かつ適正な対処の推進 ・事案に応じた厳正かつ適正な対処を推進している。</p> <p>④ 関係機関の連携の促進 ・各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っているところ、警察は、それらの団体の運営を支援しており、そうした施策を通じて犯罪被害者が相談しやすい体制確保に努めている。 ・配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に関して、既存の法制度の的確な運用及び周知に努めている。</p>	
	<p>法務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の充実 ・(1)検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 ・(2)法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行っている。また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、様々な人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。 法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明した冊子「人権擁護委員あなたの街の相談パートナー」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。 法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。加えて、首都圏及び関西圏の電車内で人権擁護機関の周知に関するトレインチャンネルの放送といった周知活動にも取り組んでいる。 ・(3) (犯罪被害者等に対する情報提供) ・法テラスは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力し、全国各地の相談窓口等の情報を収集した上、コールセンターや地方事務所において、犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)に対し、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供している。 また、法テラスは、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を確保した上、犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)に対し、確保した弁護士を紹介している。</p>	<p>① 相談・カウンセリング対策等の充実 ・(1)今後も同様の取組を実施する。 ・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。 ・(3)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層充実させるため、引き続き、担当職員の研修を行うなどして、その能力の向上を図るほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(特に女性弁護士)の人数の確保に努めていく必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>(民事法律扶助制度等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法テラスでは、資力の乏しい者について、無料法律相談の実施や、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行うという民事法律扶助業務や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。 暴力を受けた女性も、資力が乏しければ、この民事法律扶助制度等を利用して、弁護士等による無料法律相談を受けたり、その加害者等を相手方とする損害賠償請求等を行うに当たって民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等(弁護士等との打合せに同行させたカウンセラーに支払う費用も含まれる。)の立替えといった援助を受けることができる。 <p>(国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)が、その加害者等が被告人となっている被告事件について、裁判所等の許可を得て、被害者参加人として公判廷で意見陳述等を行うに当たり、資力の乏しい被害者参加人については、裁判所等に選定された国選被害者参加弁護士による法的助言を受けることができる。 <p>法テラスは、その国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士を確保し、裁判所等からの依頼に応じて、裁判所等に対し、国選被害者参加弁護士の候補者を指名通知するなどの業務を行っている。</p> <p>(職員の能力向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法テラスでは、上記各業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、犯罪被害者等(暴力を受けた女性を含む。)の心情に配慮した対応を行うなどの二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして、担当職員の能力向上に努めている。 <p>② 研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)新任保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。 ・(2)法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する研修を実施している。 ・(3)入国管理局職員に対して、人権問題に関する理解と認識を深めることを目的として、在職年数等に応じた研修や人権に関する教育に特化した研修において、人権に関する講義を実施している。 <p>また、地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象に、関係府省庁、国際機関、NGO等から様々な講師を招き、人身取引及び配偶者からの暴力の被害者保護に万全を期し、適切に対応するための専門的な研修である「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(4)人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。 <p>③ 厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。 	<p>② 研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)現在の研修における法務省内外の講師による講義について、継続的に実施する。 ・(2)今後も同様の取組を実施する。 ・(3)今後も引き続き、入国管理局職員に対する人権に関する教育の充実強化に努めていく予定であり、継続的に地方入国管理官署の職員に対する研修を実施し、より一層の被害者保護に努めていく。 ・(4)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。 <p>③ 厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④ 関係機関の連携の促進</p> <p>・(1)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。</p> <p>上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。</p> <p>また、全国の地方事務所を通じて関係機関等へリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。</p> <p>さらに、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等にも取り組むとともに、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。</p> <p>・(2)人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、関係機関と連携を図りながら、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。</p> <p>・(2)人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、関係機関と連携を図りながら、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 相談・カウンセリング対策等の充実</p> <p>・(1)計画の要請を満たしている。</p> <p>・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。</p> <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <p>・(3)法テラスの犯罪被害者等支援に係る上記各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。</p>	<p>④ 関係機関の連携の促進</p> <p>・(1)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る左記各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組むほか、担当職員の研修を行うなどして、犯罪被害者等への配慮に関する能力の向上を図る必要がある。</p> <p>・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>② 研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)法務省内外の講師による幅広い視点からの講義を行うことにより、女性に対する配慮等を含む犯罪被害者等への適切な対応について一定の成果を挙げていると評価している。 ・(2)計画の要請を満たしている。 ・(3)入国管理局においては、在職年数等に応じた研修や人権に関する教育に特化した研修を通じて、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 <p>また、関係府省庁を始めとする外部講師の協力を得て人身取引及び配偶者からの暴力に関する基礎知識を身に付けるとともに、人身取引及び配偶者からの暴力事案への対処方法等を習得させるなど、地方入国管理官署の職員が適切な対応をとることができるよう努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(4)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <p>③ 厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <p>④ 関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)法テラスの犯罪被害者等支援に係る上記各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。 ・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p>	

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の充実 ・婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、厚生労働省においては、各都道府県に対する補助事業を行っている。</p> <p>②研修・人材確保 ・婦人相談所の職員に係る研修について、厚生労働省においては、年一回二日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っている他、婦人相談所の指導者的な相談員に対して、国立保健医療科学院において、年一回三日間の日程で研修会を実施している。</p> <p>④関係機関の連携促進 ・児童虐待・DV統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の充実 ・第3次男女共同参画基本計画が開始した平成22年度以降、児童虐待・DV統合補助金の中の「売春・DV対策機能強化事業」において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業を、継続して実施している。(25年度:37都府県で実施)</p> <p>②研修・人材確保 ・国立保健医療科学院での研修会について、参加者は増加した。</p> <p>④関係機関の連携促進 ・DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業について、平成25年度は44都道府県において実施された。</p>	<p>①相談・カウンセリング対策等の充実 ・児童虐待・DV統合補助金中の「婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業」について、継続して事業を実施する予定である。</p> <p>②研修・人材確保 ・「国立保健医療科学院での研修会」について、継続して事業を実施する予定である。</p> <p>④関係機関の連携促進 ・児童虐待・DV統合補助金中の「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」について、継続して事業を実施する予定である。</p>
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省においては、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、男女共同参画の観点から雇用、暴力、犯罪等の分野における課題などを考察する授業科目を開設するなどの取組が行われている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりに資するものであったと考えられる。</p>	<p>・真に国民の期待と信頼に応え得る法曹が養成されるよう、引き続き各法科大学院の取組を促す。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援等を行う官民双方向の支援・連携の促進等を目的とし、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(対象:支援センターの長、地方自治体の支援センター主管部(室)の企画行政職及、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員)」、「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修(対象:地方公共団体の企画行政職、若年層に対して指導的立場にある教育機関等の職員、官民の相談機関の相談員及び若年層)」及び「性犯罪被害者支援体制促進事業(対象:地方自治体の企画行政職及び官民の相談機関の相談員)」を実施している。 ・平成25年12月、基本方針の改正に際し、民間団体との連携についての項目を追加、官民双方の連携体制の強化と被害者に対する的確な支援を促した。 ・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、暴力の形態や属性等の応じた支援等に関する情報を提供している。 ・被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方等を検討する取組みの一環として、平成26年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後の取組みを調査するフォローアップアンケートの結果によると、参加者の約7割が研修で習得した知見等について、被害者の支援等に反映していると回答している。なお、平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のフォローアップアンケートによると、「女性に対する暴力の被害者への支援等にワークショップで得た情報を反映している」と回答したのは、支援センター長68.7%、企画行政職71.4%、相談員79.0%であった。 ・基本方針を改正し、民間団体との連携について具体的に記載することにより、地方公共団体と被害者支援を行っている民間団体との連携が強化され、より適切な相談業務の実施に繋がっている。 ・暴力の形態、被害者支援内容、相談窓口、被害実態等の情報を、内閣府のホームページを通じて国民一般に広く広報を行うことにより、潜在化している暴力被害を顕在化させ、様々な支援が提供されることの周知を図ることができた。 ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、採択された各地方公共団体が実施したモデル事業について、有識者により、被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、急性期における被害者支援の機構強化、広報啓発活性化の取組ごとに、その効果等を検証する。(効果の検証結果や評価の実施時期については、各実施年度の年度末。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修事業については、これまでの参加者アンケートの結果を踏まえつつ、法改正の状況や被害の傾向等、開催年度の情勢にそって、必要に応じ研修内容や対象者の見直しを行う。 ・被害者支援については、官民双方の緊密な連携が重要な課題であり、今後とも、連携強化に向けた仕組みの構築を促すための検討を重ねていく。 ・「配偶者からの暴力被害者支援情報」については、情報の更新、内容の見直しを適宜行い、より充実した情報の提供に努めていく。 ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することで、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することにより、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの相談に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では行為者の検挙、行政措置、被害者保護等に努めるなど、被害者等の安全確保に向けて組織による迅速・的確な対応を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・保護等へ対応するため、引き続き組織による迅速・的確な対応を進めていくとともに、関係機関、民間団体等も積極的に関与していくことが必要である。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害女性に対する中長期的な支援については、婦人保護施設において行われ、退所された女性が円滑に地域生活を営めるように、退所後のアフターケアに係る事業について補助を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設退所者自立生活援助事業について、平成25年度は6都府県において実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設退所者自立生活援助事業について、引き続き実施することを予定している。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p>	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、各都道府県警察において、地方公共団体等と連携しながら、街頭防犯カメラの設置を促進するなど、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図るとともに、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っている。 <p>② 防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図った。 ・被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施した。 ・平成24年5月、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進に関する留意事項について」及び平成26年2月、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」を都道府県警察に発出し、犯罪実態や防犯対策等の防犯に関する情報等の幅広い情報を多様な媒体を用いて発信するよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進している。 ・平成25年12月現在、全都道府県警察において、広報誌や電子メール等複数の媒体を活用しての情報発信がなされている。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭防犯カメラの普及が図られたほか、平成26年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県で、防犯モデル駐車場制度は12都道府県で整備されることとなった。 <p>② 防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性、犯罪発生状況等を勘案するとともに、相談者等の要望に応じたパトロールを適切に実施した。被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施し、防犯上の指導連絡や警察に対する要望等の聴取を行うなど、適切に対応した。 ・全都道府県警察において、地域の犯罪情勢を分析の上、犯罪発生情報や性犯罪の前兆となるような、声掛け等の不審者情報等について、多様な媒体を活用しての情報提供がなされている。 	<p>① 安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関・団体等と連携しつつ、街頭防犯カメラや各種制度の普及を図っていく。 <p>② 防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図る。 ・引き続き、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進する。 ・今後において、さらに早期にかつ広範囲に情報発信が可能なツール及び住民のニーズに応じた情報提供の在り方について検討する。
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>③ 加害者に対する再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に少年院における矯正教育プログラム(性非行)を開発し、平成25年度に集中的・専門的な指導を行う重点指導施設を定めて実施、平成26年度以降は各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員の育成等を図ることとしている。 	<p>③ 加害者に対する再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正教育プログラム(性非行)は、平成26年度から各少年院における指導体制の充実強化を図っているが、今後、その効果等の検証を行い、必要に応じてプログラムの内容を見直し、職員の指導力を更に

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>③ 加害者に対する再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員に対し、育成研修を受講させ、指導体制の充実強化を図っている。 	<p>向上させることによって、矯正教育の充実・強化を図ることとしている。</p>
<p>オ 女性に対する暴力に関する調査研究等</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、男女間における暴力の実態の把握に努めた。また、平成24年度に「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施し、保護命令制度に関する課題等の把握を行った。 平成25年度に「性犯罪被害者支援に関する調査研究」を実施し、性犯罪・性暴力被害者支援の取組を行っている地方公共団体に対し、ヒアリング調査及び現地調査を行い、平成26年6月に報告書を公表した。 平成26年度に、地域におけるストーカー被害者支援等の現状と課題を把握し、国及び地方公共団体における今後のストーカー対策の在り方等を検討するため、全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査及び先駆的な取組を実施している地方公共団体に対するヒアリング調査を実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女間における暴力に関する調査で、10人に1人、10代～20代の頃に交際相手から暴力被害を受けていたことが明らかになるなど、女性に対する暴力の実態を明らかにすることができた。 調査結果については、地方公共団体等に周知するとともに、女性に対する暴力の根絶に向けた施策の推進に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力等の実態を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。
	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件を見ると、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意識を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいという特徴があることが判明している。このため、この種事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察の積極的な事案対応等により、警察におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案の認知件数や検挙件数は増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、この種事案の特徴を踏まえ、被害者等の安全を確保することを最優先に、加害者の検挙等の措置を講ずるとともに、被害者の安全な場所への避難、身辺警戒等の被害者支援を迅速・的確に講じていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</p> <p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法の一部改正(平成25年6月)等を踏まえ、基本方針を一部改正し、法改正や実態に即したものとした。 ・法の一部改正に併せ、法律の概要をわかりやすく解説したパンフレット「STOP THE 暴力」を作成し、内閣府ホームページに掲載。 ・市町村における支援センター設置を促すため「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」を作成・配布した。 ・法律の概要や具体的な支援内容等について、内閣府ホームページに「配偶者からの暴力被害者支援情報」として掲載している。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を必要に応じ開催したほか、関係施策を所管する省庁や地方公共団体と情報共有等を行い緊密な連携を図った。 <p>③ 地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を図るため、配偶者からの暴力の被害者支援事業にあたる地方公共団体の職務関係者等を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)を実施している。 ・自立支援プログラムの実施を促進するため、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成した。 ・関係法令の改正があった際には、基本方針も改正し、都道府県・市町村が定める基本的な計画の指針となるようにした。 ・市町村における支援センター設置を促すため「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」を作成・配布した。 	<p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止と被害者保護の施策を関係機関と連携して、積極的に推進していく。また、改正法の内容や情報の更新を適宜行い、最新情報の提供に努めていく。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報を共有する場である会議等を積極的に開催、活用し、被害実態や現状についての共通認識を持つとともに、関係機関、関係団体の連携強化を図っていく。 ・地元相談員による面接及び訪問相談、グループ活動を協力支援するとともに、相談員へのスーパービジョン、全国からアドバイザーの派遣等を実施することで、地元相談員による相談体制の整備及び人材の育成を図って、被災3県の要望を踏まえつつ、現状に応じた相談事業の移管を進める。 ・今後も必要に応じ基本方針を改正するとともに、地方公共団体における取組を促進させる、必要かつ効果的な助言・援助を実施していく。 <p>③ 地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルについては、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者支援にあたる職務関係者が、配偶者からの暴力の実態や特性等を理解し、被害者の状況に応じた適切な対応ができるよう、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官民・官民連携促進ワークショップ」)を実施している。また、相談支援に関する手引を(「配偶者からの暴力 相談の手引」)を作成し、配布している。 ・配偶者暴力防止法が対象とする被害者の中には、外国人や障害のある人等も当然に含まれていることに留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮した相談支援が行えるよう、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とした研修等において、外国人や障がいのある被害者への支援に関する情報提供や意見交換の場を提供している。 ・内閣府のホームページでは、外国人被害者に適切な支援情報が届くよう、法律の概要や具体的な支援内容等について、8か国語(英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語)で情報提供している。 ・「パープルダイヤル～性暴力・DV相談電話～」を開設し、外国人相談者に配慮して、多言語で相談に対応した(平成23年2月8日から3月27日までの間)。 ・点字によるパンフレット「STOP THE 暴力」を作成、配布した。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正や現状に即した基本方針を作成することにより、被害者支援の適正な実施に寄与した。 ・パンフレットを作成し、広く国民一般に対して、法律の概要、具体的な支援内容、相談先などを分かりやすい形で情報を提供することにより、法の周知と被害の深刻化の未然防止につながった。 ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの平成22年当時の設置件数は21か所であったのに対し、平成26年には70カ所に増加しており(7月現在)センターの設置は着実に進んでいる。 ・暴力の形態、被害者支援内容、相談窓口、被害実態等の情報を、内閣府のホームページを通じて国民一般に広く広報を行うことにより、潜在化している暴力被害を顕在化させ、様々な支援が提供されることの周知を図ることができた。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議において、関係機関間における認識の共有が図られるとともに、地方公共団体(埼玉県、大阪府)及び民間団体(全国シェルターネットワーク)と意見交換を行い、被害者支援に係る現状、課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・マニュアルについては、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。 ・今後も、実情に即した基本方針の整備に配慮するとともに、地方公共団体における取組を促進させる、効果的な助言・援助を引続き実施していく。 <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研修事業において、今後も、被害者への二次被害の予防や、外国人や障害のある被害者の置かれている立場に配慮した支援に関するテーマを取り上げ、職関係者の相談対応能力の向上に努める。 ・外国人被害者、障害を持つ被害者など様々な境遇に立つ被害者に対しては、有効かつ適切な情報提供が今後も行われるよう努めていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ 地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(企画行政職向け)」のアンケートによると、「市町村における支援センター設置促進のために都道府県が担うべきことや、支援センター運営における都道府県と市町村の役割分担について認識が高まった」という項目について、「十分できた」と回答したものは22.0%、「おおむねできた」と回答したものは65.9%であった。 ・関係行政機関の法令の改正の都度、最新の調査実態と改正内容を踏まえ、基本方針を改正することにより、より効果的な施策が促進できるような環境整備に繋がっていると考える。 ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの平成22年当時の設置件数は21か所であったのに対し、平成26年には70カ所に増加しており(7月現在)センターの設置は着実に進んでいる。 <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のアンケートによると、外国人や障がいのある被害者の支援に関する分科会の参加者のうち、「非常に有用であった」と答えたのは15.4%、「有用であった」と答えたのは84.6%であった。 ・内閣府ホームページにおいて、多言語で配偶者からの暴力被害者支援情報を掲載することにより、外国人の相談者に対しても、日本における配偶者暴力に係る法律の概要や各種支援情報提供に役立っていると考えられる。 ・「パープルダイヤル～性暴力・DV相談電話～」を緊急かつ集中的に実施(平成23年2月8日から3月27日までの間)し、英語、タガログ語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語の6言語対応の外国人相談拠点を設け、配偶者からの暴力及び性暴力による被害について相談窓口を広く周知したところ、期間中、配偶者からの暴力に関する相談、様々な差別や人権に関する悩み、地域における人間関係の悩みなど、879件の相談が外国人から寄せられ、各種情報提供や必要に応じて付添支援を実施するなど、外国人の立場に配慮した支援を提供することができた。 ・点字によるパンフレット「STOP THE 暴力」を作成し、相談窓口である配偶者暴力相談支援センターに備えることにより、障害がある人の置かれた立場に配慮した支援が行われている。 	
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。 	<p>①②③④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、配偶者暴力相談支援センターを始めとする関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全の確保を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ 地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県に設置されている配偶者暴力対策のための関係機関による協議会への出席、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。 <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力事案の対策を担当する職員を対象とした研修を実施しているほか、全職員を対象に、事案への対応要領等についての指導を行っている。 ・被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。 ・被害者には日本在住の外国人や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底している。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察が対応した配偶者からの暴力相談の件数は、増加傾向にある。その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることがあるものと考えられる。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、民間シェルター等関係機関への連絡の件数は、平成22年には4,880件であったものが平成25年には6,017件と増加している。 	
	<p>法務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)入国管理局では、配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を踏まえ、「DV事案に係る措置要領」を定めており、例えば、在留関係の手續等の場面で、配偶者からの暴力の被害を受けたとする申立てを受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、配偶者からの暴力の被害者の保護に努めている。 ・(2)法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に関係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。 	<p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。 ・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。 <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・(2)法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。</p> <p>・(3)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。</p> <p>上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。</p> <p>また、全国の地方事務所を通じて関係機関等ヘリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。</p> <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <p>・(1)入国管理局では、配偶者からの暴力の被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものにする一方、配偶者からの暴力の被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び立場を十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。また、配偶者からの暴力の被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。</p> <p>・(2)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。</p> <p>上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等(配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。)支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人(配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。)に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。</p>	<p>・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p> <p>・(3)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組む。</p> <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <p>・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。</p> <p>・(2)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組むほか、担当職員の研修を行うなどして、犯罪被害者等への配慮に関する能力の向上を図る必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>また、全国の地方事務所を通じて関係機関等へリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。</p> <p>さらに、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等にも取り組むとともに、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)法テラスの犯罪被害者等支援に係る各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。 	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・(2)法テラスの犯罪被害者等支援に係る各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。 	
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。また、母子寡婦法の改正に合わせDV基本方針の改正を行った。 <p>②関係機関・民間団体等との連携協力</p> <p>各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。</p> <p>③地方公共団体の取組に対する支援</p> <p>児童虐待・DV統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」を実施している。</p> <p>④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。 ・国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局において、国民年金原簿等に管理されているDV被害者の住所等が配偶者等に知られないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われている。 	<p>①関係施策の積極的な推進</p> <p>②関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進していく。 <p>③地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業について、引き続き実施していく。 <p>④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所と関係機関の連携促進を図っていく。 ・今後とも、秘密の保持に配慮した取り扱いに取組んでいくこととする。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>①関係施策の積極的な推進 ②関係機関・民間団体等との連携協力 各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進している。</p> <p>③地方公共団体の取組に対する支援 ・DV被害者保護支援都道府県ネットワーク事業について、平成25年度は44都道府県において実施された。</p> <p>④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底 ・秘密の保持に配慮した取り扱いを行うことで、被害者の情報の保護が推進されていると評価する。</p>	
イ 相談体制の充実	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの取組 ・配偶者からの暴力被害者が、支援センターにおいて、国籍や障害の有無にかかわらず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けられるよう、支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)を実施している。 ・研修では、講義や分科会において、被害者の人権に配慮した支援について具体的事例を用いて検討する機会を参加者に提供している。研修の教材としては、内閣府が発行した「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」を適宜活用し、支援センターにおける被害者対応の充実化を図っている。</p> <p>④ 相談員等の研修の充実 ・都道府県および市町村の支援センターの相談員および支援センターと現に連携している民間団体の相談員を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)を地域ブロック別に毎年実施している。本研修においては、現場のニーズに則した研修を実施するために、研修開始前に現場の課題等に関するアンケートを実施するとともに、研修の各講師との事前打ち合わせの際に、アンケートから浮かびあがった現場の課題を伝え、その対処法を研修当日に教示してもらうよう依頼している。 ・本研修においては、支援センター等の相談員等の心理的負担等に配慮し、相談員自身の健康管理等についても学ぶ機会も提供している。 ・相談現場における円滑および的確な被害者支援を促進するため、「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、を作成し、相談員等に配布している。</p>	<p>① 配偶者暴力相談支援センターの取組 ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。</p> <p>④ 相談員等の研修の充実 ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの取組 ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(相談員向け)」のアンケートによると、「女性に対する暴力被害者からの相談の基本姿勢や対応ポイントについて学ぶことができた」という項目について、「十分できた」と回答したものは全体の43.4%、「おおむねできた」と回答したものは55.8%であり、研修の効果があると考ええる。</p> <p>④ 相談員等の研修の充実 ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(相談員向け)」のアンケートによると、相談員のサポート体制等に関する事項等について学ぶ講義「組織として相談を受けるには」の達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の43.4%、「おおむねできた」と回答したものは55.9%であった。</p>	
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組 ・婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、厚生労働省においては、各都道府県に対する補助事業を行っている。</p> <p>④相談員等の研修の充実 ・婦人相談所の職員に係る研修について、厚生労働省においては、年一回二日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っている他、婦人相談所の指導者的な相談員に対して、国立保健医療科学院において、年一回三日間の日程で研修会を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組 ・第3次男女共同参画基本計画が開始した平成22年度以降、児童虐待・DV統合補助金の中の「売春・DV対策機能強化事業」において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業を、継続して実施している。(25年度 児童虐待・DV統合補助金を活用した都道府県数:37ヶ所で実施)</p> <p>④相談員等の研修の充実 ・国立保健医療科学院での研修会について、参加者は増加した。</p>	<p>①配偶者暴力相談支援センターの取組 相談員に係る研修の拡充については、内閣府と連携し対応を進める。</p> <p>④相談員等の研修の充実 「国立保健医療科学院での研修会」について、継続して事業を実施する予定である。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、被害者等の真意を汲み取り、よりの確に当該事案の危険性等を判断するため、相談場所、女性警察官による対応、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法等に十分配慮し、被害者等がより相談しやすい環境の確保に努めている。 ・配偶者等からの暴力事案の対策を担当する職員を対象とした研修を実施しているほか、全職員を対象に、事案への対応要領等についての指導を行っている。 ・被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。 <p>【施策の評価】</p> <p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数は、増加傾向にあり、その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことがあるものと考えられる。 	<p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者等が相談・申告しやすい環境の確保に努めていく。
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>③ 人権擁護機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。 <p>【施策の評価】</p> <p>③ 人権擁護機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 ・なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。 	<p>③ 人権擁護機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府のホームページにおいて、保護命令制度や保護命令発令件数等の情報を提供している。 ・「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成し、保護命令制度の内容についても手引きの中で取り上げ、地方公共団体や都道府県警察等に配布した。 ・女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ(支援センター長向け)において、平成25年度及び平成26年度は、保護命令に関する内容について、裁判所から講師を招き講義していただいた。 ・内閣府では、平成23年度に「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施し、保護命令制度に関する課題等の把握を行った。 <p>⑤ 心身の健康回復への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)において、被害者の心理状況に即した支援の在り方や、精神疾患等が疑われる被害者への対処方法等について学ぶ機会を提供している。 ・「配偶者からの暴力 相談の手引」では、被害者への心理学支援に関する項目を設け、被害者の心理状況に即した支援について情報提供をしている。 <p>⑥ 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター長、支援センターを主管する地方公共団体の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)において、被害者の自立支援に関する諸制度や、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度について具体的な活用事例等を交えて学ぶ機会を提供している。 ・「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、「配偶者からの暴力被害者の自立支援スタートアップマニュアル」等を発行し、被害者の自立支援に関する諸制度に関する情報提供および活用促進を図っている。 	<p>② 暴力被害者からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も保護命令制度が適切に運用されるよう、制度の周知を進める。 <p>⑤ 心身の健康回復への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交際相手からの暴力等の実態を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。 ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。 <p>⑥ 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。また、各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>⑦ 広域的な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター長、支援センターを主管する地方公共団体の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修(「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」)において、地方公共団体を超えた広域的な連携について、関連諸制度に関する情報を提供するとともに、現場の課題等に関する協議や各地方自治体の担当者の交流の場を設けるなどし、被害者支援に係る広域的な連携の促進を図っている。 ・「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」において、被害者支援に関する地方公共団体を超えた広域的な連携に役立つ情報を提供している。 <p>【施策の評価】</p> <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて保護命令制度について情報を発信することで、広く多くの人に周知することができていると考える。 ・「相談の手引」の作成、配布は、被害者からの相談に対応している現場において、被害者に保護命令に関する的確な情報を提供できること、保護命令が申立てられた場合にどのような対応が必要なのか等を把握することができるため、保護命令制度の運用に資すると考える。 ・ワークショップの受講後アンケート結果では、保護命令制度に関する講義について「有用であった」と回答する割合が、98.5%(平成25年度)・94.8%(平成26年度)であり、非常に高い評価を得ている。 ・配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査の結果、制度の運用上の課題を把握することができた。なお、平成25年度に配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力が法の適用対象とされた。 <p>⑤ 心身の健康回復への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」(相談員向け)のアンケートによると、精神疾患を疑われる女性への臨床的サポート等、困難な問題を抱えた当事者への支援を考える分科会の達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の30.7%、「おおむねできた」と回答したものは60.2%である。 <p>⑥ 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」(支援センター長向け)のアンケートによると、分科会「自立支援・関連部署との連携・社会資源の活用」について、「非常に有用であった」と回答したものは45.8%、「有用であった」と回答したものは54.2%であった。 	<p>⑦ 広域的な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。また、各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>⑦ 広域的な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」(支援センター長向け)のアンケートによると、被害者の広域連携等に関する事例検討も含む分科会「自立支援・関連部署との連携・社会資源の活用」について、「非常に有用であった」と回答したものは45.8%、「有用であった」と回答したものは54.2%であった。 	
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。 ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。 ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、事案の危険性の判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料としている。 <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法に基づき裁判所からの保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。 保護命令通知に基づいた対応等について所要の分析を行い、その結果を警察庁ホームページ等で公表した。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。 <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。 配偶者からの暴力事案の分析を適切に行っている。 	<p>①②</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「被害者の意思決定支援手続」及び「危険性判断チェック票」を活用するなどして、被害者等の安全の確保を最優先とした対応に努める。 引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全の確保を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>②暴力行為からの安全の確保 ・婦人相談所の一時保護施設においては、DV被害等女性の一時保護を行っており、国(厚生労働省)においては、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を負担している。</p> <p>③医療関係者による早期発見の推進 ・「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」により、保健師の養成所卒業時における到達目標として、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)への予防策を講じること」、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)に迅速に対応すること」の項目を設定するとともに、助産師の養成所卒業時における到達目標として、「性感染症予防とDV予防を啓発する」、「DV(性暴力等)の予防と被害相談者への対応、支援を行う」の項目を設定している。</p> <p>④一時保護 ・婦人相談所では、DV被害等女性、その者に同伴する家族について、一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に、一時保護を委</p> <p>⑤心身の健康回復への支援 ・厚生労働省では、婦人相談所(一時保護施設)等において、DV被害女性等の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。</p> <p>⑥自立支援 ・福祉事務所における相談、母子・父子自立支援員による支援、生活保護・児童扶養手当・児童手当の支給、公共職業安定所や就業訓練施設及び母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業の支援、都道府県・医療保険者に対する配偶者からの暴力を受けた者の取扱いに関する通知の発出、年金事務所における配偶者からの暴力を受けた者への対応、保育所入所における母子家庭等への配慮、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進、予防接種や母子保健法に基づく健診を行う等、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づく取組を行っている。</p> <p>⑦広域的な連携の推進 ・広域的な連携の推進について、各都道府県に対して、費用負担先等を通知している。</p>	<p>②暴力行為からの安全の確保 ・昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p> <p>③医療関係者による早期発見の推進 ・保健師・助産師を含めた必要な看護職員が確保されるよう、今後も引き続き、新規養成、定着促進、復職支援の全般にわたる看護職員確保対策を推進していく。</p> <p>④一時保護 ・昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p> <p>⑥自立支援 ・引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づき、被害者の自立支援を行っていく。</p> <p>⑤心身の健康回復への支援 ・昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p> <p>⑦広域的な連携の推進 ・昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>②暴力行為からの安全の確保 ・婦人相談所(一時保護施設)の夜間警備体制整備に係る国費助成について、平成24年度の34都道府県から、平成25年度の34都道府県と増加している。</p> <p>③医療関係者による早期発見の推進 ・保健師・助産師の就業者数は、平成22年度以降、着実に増加しており、専門的知識・技能を学んだ保健師・助産師の養成は着実に進んでいる。</p> <p>※保健師・助産師の就業者数 平成22年度 保健師54,289人 助産師32,480人 平成24年度 保健師57,112人 助産師35,185人</p> <p>④一時保護 ・一時保護委託の施設数は、平成24年度の303箇所から、平成25年度の328箇所と増加している。</p> <p>⑥自立支援 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づく取組を行っており、第三次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p> <p>⑤心身の健康回復への支援 ・婦人相談所(一時保護所)の心理担当職員の配置について、平成25年度は32都道府県で実施している。</p> <p>⑦広域的な連携の推進 ・婦人相談所の広域措置経費について、平成25年度は35都道府県で実施している。</p>	
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>⑥自立支援 ・配偶者等からの暴力の被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あて通知(技術的助言)を発出し、会議等で周知を図った。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>⑥自立支援 ・事業主体あて通知(技術的助言)を発出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。</p>	<p>⑥自立支援 ・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>エ 関連する問題への対応</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>②交際相手からの暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月、配偶者暴力防止法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象となった。 ・配偶者暴力防止法の改正に伴い、基本方針の改正も行い、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力の被害者の保護等の内容について追加した。 ・平成24年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、交際相手からの暴力に関する実態の把握に努めた。 ・若年層に対して女性に対する暴力の被害者又は加害者にならないための効果的な指導を行うため、予防啓発教育プログラム及び教材を開発した。 ・平成22年度から、予防啓発教育プログラム及び教材を活用し、若年層に対して教育・啓発機会を多く持つ指導的立場にある者や若年層に対する暴力に関する予防啓発事業を担当している地方公共団体の職員及び若年層を対象とした研修を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>②交際相手からの暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交際相手からの暴力被害者の保護についても内容を盛り込んだ基本方針の改正をしたことで、都道府県・市町村における基本計画についても改正が進み、被害者保護への取り組みが進んだと考える。 ・男女間における暴力に関する調査の結果、10代～20代の頃に交際相手から暴力被害を受けた経験者が約10人に1人、さらに被害経験者のうち、約5人に1人が命の危険を感じたことが明らかになるなど、交際相手からの暴力の実態を把握することができた。 ・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修の参加者アンケートによると、研修について「非常に有用であった」または「有用であった」と答えた参加者の割合は80%以上であり概ね高い評価を得ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・交際相手からの暴力被害者についても、適切な支援が受けられるように、相談窓口の利用を一層周知していくことが重要である。 ・交際相手からの暴力等の実態を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。 ・若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、予防啓発プログラム及び教材の内容について、研修参加者へのアンケート調査結果等を参考に必要に応じ見直しを行う。
	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。 	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙を行っているほか、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じている。 ・ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を広報し実施している。 ・ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、事案の危険性の判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料としている。 ・被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。 ・警察庁では、ストーカー事案等の対応状況等についてホームページに掲載している。 <p>【施策の評価】</p> <p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案に応じた厳正かつ適正な対処を推進している。 <p>③ ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察におけるストーカー事案の検挙件数、警告等件数は増加傾向にあり、その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることがあるものと考えられる。 ・「被害者の意思決定支援手続」の実施や「危険性判断チェック票」等の導入等の新たな取組を推進しているほか、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。 さらに、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。 ・被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、関係機関の教示等や必要に応じて加害者への指導警告等被害女性の立場に立った対応に努めている。 ・ストーカー事案について、広報啓発を推進している。 	<p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全確保のための取組を推進していく。 <p>③ ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案に係る被害者支援や加害者対策の在り方については、平成26年8月に、警察庁の有識者検討会において、関係省庁との連携や社会全体での被害防止のための今後の取組の方向性が提言されたところであり、今後、その内容を具体化するための取組を推進する。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①児童虐待への適切な対応 ・児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制の整備・充実を図っている。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応 ・婦人相談所では、恋人からの暴力被害者についても、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく運用により、従来から一時保護を含め、支援の対象としてきたところである。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①児童虐待への適切な対応 ・近年、虐待を受けた子どもや障害のある子どもが増えるなど、子どもの抱える問題が複雑・多様化しており、施設の小規模化を進めるなど養護の質の改善は重要な課題であるとの認識のもと、これまでも施設職員の専門性の向上とともに、児童養護施設の人員配置など、養護の質を高める取り組みを進めており、一定程度計画の要請を満たしていると考える。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応 ・婦人相談所では、交際相手からの暴力被害女性を含め、平成25年度に6,125名の一時保護を行った。</p>	<p>①児童虐待への適切な対応 ・第185回臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、「施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置」を「着実に講ずるもの」とされたところであり、今後、この規定にしたがって、消費税財源を含めた安定財源を確保した上で、人員配置基準の引上げなど、養護の質を高める取り組みを進めていく。 ・児童虐待への対応等の対策については、これまで以上に虐待に至る前の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの適切な保護・支援等といった、各段階での切れ目のない対応の充実を図っていく。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応 昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p>
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・引き続き、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>3 性犯罪への対策の推進</p> <p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p>	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 性犯罪への厳正な対処 ・警察では、下記のように性犯罪捜査を充実させ、適正かつ強力な捜査を実施した。</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成 ・警察では、性犯罪捜査に精通した捜査幹部・捜査員を育成するための研修を実施しているほか、女性警察官・職員を性犯罪捜査員等として指定し、被害女性が安心して事情聴取に応じられる体制を構築するなど、捜査体制の整備・拡充を図っている。</p> <p>③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組 ・警察では、性犯罪被害にあった女性がちゅうちょせず警察に届出のできる環境づくりのため、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の性犯罪相談電話を全国の都道府県警察に設置しているほか、女性警察官による事情聴取体制の拡充を行っている。</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応 ・警察では、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会や支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警察官や部外有識者による講演会の実施、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布などを実施している。 ・警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。</p> <p>⑤ 各種性犯罪への対応 ・鉄道事業者等と警察が協働し、電車内における痴漢撲滅を目指して、その抑止及び検挙対策の強化に取り組んでおり、首都圏(警視庁、埼玉、千葉、神奈川の4都県)での痴漢対策強化期間等の実施(平成22年1、4、9月、平成23年6月)を経て、平成23年10月から近畿圏(愛知、京都、大阪、兵庫)においても併せて同期間を実施している。 ・鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進した。 ・インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター(IHC)からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。</p>	<p>① 性犯罪への厳正な対処 ・警察では引き続き、性犯罪に対して適正かつ強力な捜査を推進していく。</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成 ・今後も継続的に研修を実施し、性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図っていく。</p> <p>③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組 ・継続的に研修等を実施し、性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図っていくなど、性犯罪被害に遭った女性がちゅうちょせず警察に届出のできる環境づくり等を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応 ・引き続き警察大学校等において被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施していくとともに、捜査関係者を含む警察官が適切に犯罪被害者に対応することができるよう教育の充実を図っていく。</p> <p>⑤ 各種性犯罪への対応 ・今後とも、痴漢事犯発生実態の分析を踏まえた効果的な取締りを強化すると共に、鉄道事業者等との連携を継続し、痴漢撲滅、痴漢被害防止にかかる広報等の啓発活動を推進していく必要がある。 ・今後もIHCから通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。</p> <p>・盗撮事犯については、一般的に都道府県迷惑防止条例等違反で検挙している。</p> <p>・ポルノ撮影等の際に行われる性犯罪については、警察では、被害者等の生命・身体 の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他必要な措置を講じている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 性犯罪への厳正な対処</p> <p>・性犯罪に対する厳正な取締りに努め、強姦及び強制わいせつの検挙件数は、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年に比べ、それぞれ約9%増加した。</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <p>・警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が全国で7,022人と、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年と比べ742人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。</p> <p>③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>・平成25年の性犯罪相談電話における受理件数は4,662件であり、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年に比べ961件減少しているが、性犯罪の認知件数は増加傾向であるので、被害者が直接警察に被害の届出をしているものと考えられることから、性犯罪の潜在化が防止できている傾向にあると評価できる。</p> <p>・警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、平成26年には性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が全国で7,022人と、平成22年に比べ742人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <p>・上記施策の推進により、個別具体事案ごとの性犯罪を含む犯罪被害者の心情に配慮した対応がなされている。</p> <p>⑤ 各種性犯罪への対応</p> <p>・警察では、被害の実態や発生状況に応じ、被害者に同行して通勤電車へ乗車するなど警戒活動を行ったほか、痴漢等被害の多発時期や多発日時を踏まえた取締強化期間等を設定し、性犯罪等を防止するとともに、被疑者を検挙するなど厳正に対処した。</p> <p>・警察では、被害相談窓口の設置や被害聴取時の二次被害に配慮した女性警察官の配置等被害者が助けを求めやすく、被害届を出しやすい環境の整備、適正捜査推進のための各種指導教養の徹底等を図った。</p>	<p>・「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。</p> <p>・今後とも、盗撮事犯の抑止を図るため、都道府県迷惑防止条例等を適切に運用し、厳正な取締りを推進するとともに、広報啓発活動を実施していくこととしている。</p> <p>・ポルノ撮影等の際に行われる性犯罪については、引き続き、被害者等の生命・身体 の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他必要な措置を講じる。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対する働きかけとして、駅構内等の警戒の他、痴漢事犯撲滅、被害防止啓発にかかるポスターの掲示や電車内アナウンスの実施、駅構内や電車内に対する防犯カメラ設置促進の働きかけ等を推進し、同啓発活動の推進を図ることができた。 ・平成25年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は781件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。 ・平成25年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181営業所、177件、288人であり、押収したわいせつDVD等は2,096,259枚であった。 ・毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成25年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。 ・盗撮事犯につき、都道府県迷惑防止条例等を適切に運用し、厳正に対処している。 ・平成25年中の迷惑防止条例等違反のうち、盗撮の検挙件数は2,722件であった。 ・警察では、盗撮事犯の抑止を図るため、広報啓発活動や取締りの強化を実施している。 	
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方について検討するため、必要な調査を行った上で、平成26年11月頃から、法務省において、検討会を開催する予定である。 <p>② 性犯罪捜査態勢の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省では、検察官等に対し、経験年数等に応じた各種研修を行っているところ、そのカリキュラムの一環として、性犯罪の被害者を含む犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。 <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察当局においては、性犯罪の被害者から事情を聴取するに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪に関する罰則の在り方については、計画の内容を踏まえ、平成27年度末までに検討する予定である。 <p>② 性犯罪捜査態勢の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の要請を満たしている。 <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。 	<p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪に関する罰則の在り方については、計画の内容を踏まえ、平成27年度末までに検討する予定である。 <p>②性犯罪捜査態勢の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、同様の取組を実施する。 <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に運用されるよう努める。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないことであり、各教育委員会においては対策を強化するとともに、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、厳正な対応をするよう、各教育委員会に対し指導した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪への厳正な対処等に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省としては、児童生徒に対するわいせつ行為等について、引き続き厳正な対応をするよう、各教育委員会に対し指導していく。
イ 被害者への支援・配慮等	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① ワンストップ支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として、平成26年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。 <p>④ 診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体などの関係機関の効果的な連携による性犯罪被害者支援の取組事例等について調査研究を実施した。 ・被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として、平成26年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。 <p>⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者支援に係る関係機関や民間団体との連携については、地域毎に状況が異なるという現状から、内閣府では平成26年度から、相談員の養成研修の実施、夜間の呼び出し支援、若年者に対する予防啓発等の様々な取組を実証的に調査研究することにより、被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。 	<p>① ワンストップ支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。 <p>④ 診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することにより、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することで、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。 ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>① ワンストップ支援センターの設置促進 ・事業開始年度の平成26年度は、支援対象地方公共団体を6団体として募集したところ、15都道府県区から事業計画の提出があり、独自性、波及性等様々な観点から評価を行い、9団体の計画を採択した。</p> <p>④ 診断・治療等に関する支援 ・性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業を進め、現在、各事業実施団体で医師・医療従事者・弁護士・臨床心理士等と連携して総合的支援の充実を図っているところであり、その効果については、有識者が実施年度末に検証することとなっている。</p> <p>⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等 ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」では、採択された各地方公共団体が実施したモデル事業について、有識者により、被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、急性期における被害者支援の機構強化、広報啓発活性化の取組ごとに、その効果等を検証する。(効果の検証結果や評価の実施時期については、各実施年度の年度末。)</p>	<p>⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等 ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することで、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することで、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。 ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。</p>
	<p>内閣府(共)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布した。</p> <p>④診断・治療等に関する支援 ・犯罪被害者等施策推進会議の下で、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」を開催し、同検討会は、平成25年1月、最終取りまとめにおいて、公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会が設置され、その研究を踏まえ、公費負担制度が導入されることを期待すること、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであることなどを提言した。同年3月、犯罪被害者等施策推進会議において、同検討会の提言に従った施策の実施の推進が決定された。</p>	<p>①ワンストップ支援センターの設置促進 地域における性犯罪被害者支援の充実が図られるよう、引き続き、手引きを活用するなどし、関係者の意識づけや連携を促進していく。</p> <p>④診断・治療等に関する支援 ・左記の提言を踏まえ、警察庁において「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催して検討を行っている。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間相談支援員等の養成を図るため、地方公共団体と共催で、平成24年度には「性暴力被害者等支援強化のための研修及び広報事業」等、平成25年度には、「性犯罪被害者のための支援体制構築に向けた検討会及び啓発事業」を開催した。 <p>【施策の評価】</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・民間団体等に、手引きを配布することにより、地域において活用できる資源や地域の実情に応じた性犯罪被害者支援の充実が図られた。 <p>④診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な調査及び検討を行い、一定の結論を出した。 <p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催した地域においては、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間相談支援員等を活用し、性暴力被害者等を支援するネットワークが発足するなどした。 	<p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、性犯罪被害者に対する支援体制の整備が促進されるよう、地方公共団体と協力して、地域の実情に応じた事業を実施していく。
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① ワンストップ支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的として、性犯罪被害を受けた被害者が心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を1か所で受けられる「ワンストップ支援センター」を、平成22年度のモデル事業として、平成22年7月から平成23年3月まで、愛知県の病院内に開設（「ハートフルステーション・あいち」）し、同事業の結果の検証を実施した。 <p>② 女性警察官等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となる場所、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、犯罪被害者の付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入している。 <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者が望む性別の警察官によって事情聴取等を行っている。 ・警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を進めるとともに、性犯罪が発生した場合に相談の受理や捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性の警察官等を指定し、体制の拡充を図っている。 ・被害者からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心して事情聴取等に応じられるよう、応接セットの設置や照明・内装の改善等を施した被害者用事情聴取室を全国全ての警察署に整備している。 	<p>① ワンストップ支援センター設置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記モデル事業の効果、運営課題等について行った検証結果等を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者の要望を十分考慮した対応に取り組んでいく。 <p>② 女性警察官等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の要望に応じた適切な支援活動を行うため、指定被害者支援要員制度を引き続き推進していく。 <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、性犯罪指定捜査員等の育成により捜査体制の充実を図るとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者支援用車両の活用並びに警察施設外の相談スペースの借上げによって、被害者が安心して事件について話すことができる環境づくりを行うなど、被害者のニーズを考慮した取組を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・被害者は、警察署や交番などに立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に行くことができ、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる被害者支援用車両を導入して、被害者からの相談や届出の受理、事情聴取などに活用している。</p> <p>・県施設、ホテル、大学などの警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。</p> <p>④ 診断・治療等に関する支援</p> <p>・警察では、性犯罪の潜在化防止や被害者の精神的負担を軽減する取組として、警察への届出をちゅうちょしている性犯罪の被害者から医師等が証拠資料の採取等をするための資機材を5都道府県(北海道、福島県、東京都、富山県及び兵庫県)の医療機関に試行的に整備した(平成26年10月から当分の間。)</p> <p>・性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、精神的・経済的負担の軽減に努めている。</p> <p>・カウンセリング費用の負担については、「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の提言を踏まえ、警察庁では精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者からなる「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、検討を行っている。</p> <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <p>・平成8年以降、各都道府県警察において、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者又はその遺族に対し、事件担当捜査員が捜査状況や被疑者検挙・処分状況について被害者等に対する連絡を継続して行っている。</p> <p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>・関係機関と連携し、性犯罪を含めた犯罪被害者支援業務を民間被害者支援団体に業務委託している。</p> <p>・カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、性犯罪を含めた犯罪被害者支援業務の犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。</p> <p>・再被害防止対象者に対して、再被害防止のための関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握などの再被害防止措置を実施するにあたり、加害者を収容している刑事施設、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所と密接に連携し、刑事施設等から通報を受けた情報について、提供の必要性を個別に判断した上で教示している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①ワンストップ支援センター設置の促進</p> <p>・性犯罪被害者の心身の負担の軽減の観点や性犯罪の潜在化防止の観点からも一定の効果が認められた。</p> <p>② 女性警察官等による支援</p> <p>・上記施策により指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等の送迎、困りごとの相談等その要望に応じた適切な支援活動を行っている。</p>	<p>・男性警察官も、性犯罪被害者から精神的負担を軽減した事情聴取ができるよう研修を行う。</p> <p>④ 診断・治療等に関する支援</p> <p>・医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行状況を踏まえ、全都道府県の医療機関に性犯罪証拠採取キットを整備することを検討する。</p> <p>・左記公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう都道府県に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。</p> <p>・性犯罪被害者に対する各種支援施策について、被害相談時のみならず各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知徹底に努めるよう指導していく。</p> <p>・カウンセリング費用については、上記研究会は、平成26年度中に検討を進めていくこととしている。</p> <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <p>・引き続き、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者等に対する被害者連絡等を実施していく。</p> <p>・刑法等の改正があった場合には必要に応じて被害者連絡対象事件を更新するなど、被害者に対する支援・配慮に漏れが無いよう配慮する。</p> <p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>・性犯罪の被害者の負担が軽減されるよう、今後も引き続き民間被害者支援団体を始めとした関係機関との連携を推進していく。</p> <p>・引き続き、刑事施設等と密接に連携し、再被害防止措置を実施する。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が、全国で7,022人と、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年と比べ742人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。 ・被害者用事情聴取室、被害者支援用車両の整備及び相談会場の借り上げによって身体的にも精神的にも極めて重い負担を負っている性犯罪の被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進することができている。 <p>④ 診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への性犯罪証拠採取キットの試行整備は、平成26年10月からの予定であり、当該取組結果に対する評価を実施するまでには至っていない。 ・性犯罪の被害女性に対する被害に係る初診料、診断書料、感染症検査費用、緊急避妊費用、人工妊娠中絶費用については、全国の都道府県警察において公費負担制度の運用がなされているが、都道府県によって同制度の運用状況の水準は一定ではない。 ・カウンセリング費用については、平成26年3月から上記研究会を開催し、検討を進め <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法等の改正に伴って被害者連絡対象事件を常に更新しており、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者等に対する支援・配慮に漏れがないよう配慮している。 ・平成24年には英語版及び中国語版の「被害者の手引」モデル案を示し、外国人被害者に対しても被害者連絡制度を周知するよう努めている。 <p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っており、体制の充実が推進されているほか、民間被害者支援団体におけるカウンセリング体制の充実に努めている。 ・都道府県警察から、再被害指定対象者の指定状況や刑事施設等との連携状況について、定期的又は随時に報告を求め、再被害防止措置の徹底を図っている。 	
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察当局においては、性犯罪の被害者から事情を聴取するに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。 <p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法によって、①証人尋問の際の付添い(刑事訴訟法第157条の2)、②遮へい(同法157条の3)及びビデオリンク方式(同法157条の4)が導入されたことから、検察当局においては、公判廷で証人となる被害者等の精神的苦痛を軽減するため、必要に応じて、これらの制度の利用が認められるよう裁判所に対して適切に意見を述べている。 	<p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者特定事項の秘匿決定（同法第290条の2）、証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請（同法第299条の3）が導入されたことから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて裁判所に通知し又は弁護人に秘匿の要請をするなどしている。</p> <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <p>・(1)平成11年4月から、検察庁において、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施している。平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。さらに、平成26年4月から、処遇状況に関する通知事項として、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰の状況及び褒賞の状況、少年院在院中における、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を通知している。また、平成13年10月から、犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報を通報している。また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。</p> <p>・(2)平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項等を関係機関に情報提供している。平成26年4月から、処遇状況に関する事項として、加害者の受刑中の懲罰の状況及び褒賞の状況を関係機関に情報提供している。</p> <p>また、犯罪被害者等が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう警察から再被害防止上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、受刑者の釈放などに関する情報を関係機関に提供している。</p> <p>・(3)被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会から加害者の仮釈放等審理に関する事項について、保護観察所から加害者の保護観察中の処遇状況等に関する事項について通知している。平成26年4月からは、保護観察中の処遇状況に関する通知事項に、専門的処遇プログラムの実施状況等を新たに追加している。</p>	<p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <p>・今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。</p> <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <p>・(1)引き続き、同様の施策を実施する。</p> <p>・(2)引き続き、協力し実施する。</p> <p>・(3)引き続き、被害者等に対する加害者の仮釈放等審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項の通知を促進していく。</p> <p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>・今後も同様の取組を実施する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応等のほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。 <p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。 <p>⑥ 被害者連絡等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)被害者等通知制度等に基づき、被害者に対する情報提供は、適切に行われている。 ・(2)情報提供は適切に行われている。 ・(3)被害者等に対する加害者の仮釈放等審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項の通知の件数は、年々増加しており、全体として被害者等への情報提供の促進が図られている。 <p>⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の要請を満たしている。 	
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターに対する厚生労働省の取組は、「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月閣議決定)において、ワンストップ支援センターについての啓発を医療機関に対して行うとともに、犯罪被害者支援団体等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関に関する情報を収集し、提供することとされており、啓発や情報提供等に取り組んでいるところである。 ・具体的な取組としては、平成24年7月には、公益社団法人日本医師会、四病院団体協議会(一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会)に対し、内閣府が作成した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」(平成24年3月)を関係機関に周知することを依頼しており、平成26年3月の全国医政関係主管課長会議では、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等からワンストップ支援センターの開設について相談があった場合には、医療関係団体等と連携しつつ、的確に対応するよう依頼している。 	<p>①ワンストップ支援センターの設置促進 内閣府等関係機関と協力し、現在の状況等の把握に努める。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>④診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」注を取りまとめ、医師・助産師・臨床心理士等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページで周知している。 <p>注)厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html</p> <p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の心のケアのため、「PTSD対策専門研修」を実施し、PTSDに関する専門家の養成研修を行っている。 ・「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」により、保健師の養成所卒業時における到達目標として、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)への予防策を講じること」、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)に迅速に対応すること」の項目を設定するとともに、助産師の養成所卒業時における到達目標として、「性感染症予防とDV予防を啓発する」、「DV(性暴力等)の予防と被害相談者への対応、支援を行う」の項目を設定している。 <p>【施策の評価】</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進</p> <p>厚生労働省としては、こうした取組により、引き続きワンストップ支援センターについての啓発や情報提供等に努めたい。</p> <p>④診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における暴力被害者支援の強化に資する情報の周知を行っている。 <p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の心のケアに対応できる専門家の養成研修を、478人(平成25年度)に実施した。 ・保健師・助産師の就業者数は、平成22年度以降、着実に増加しており、専門的知識・技能を学んだ保健師・助産師の養成は着実に進んでいる。 <p>※保健師・助産師の就業者数 平成22年度 保健師54,289人 助産師32,480人 平成24年度 保健師57,112人 助産師35,185人</p>	<p>④診断・治療等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をホームページで周知していく。 <p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き犯罪被害者等の心のケアに対応できる専門家の養成を行う。 ・保健師・助産師を含めた必要な看護職員が確保されるよう、今後も引き続き、新規養成、定着促進、復職支援の全般にわたる看護職員確保対策を推進していく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
ウ 加害者に関する 対策の推進等	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <p>・警察では、法務省から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者について出所情報の提供を受け、所在確認を行うと共に、必要に応じて対象者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <p>・平成17年6月から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の出所情報の提供を法務省から受け、各都道府県警察において出所者の所在確認を実施してきたところ、平成23年4月からは所在確認の他、必要に応じて対象者の同意を得て面談を実施し、出所者の社会復帰にかかる支援を行うとともに、同種の事件発生時の迅速な対応に活用している。</p>	<p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <p>・今後とも法務省と連携を図り、再犯防止に向けた措置が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等の妨げとならないよう配慮して継続していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)法務総合研究所において、平成25年度・26年度の2か年で、特別研究「性犯罪に関する総合的研究」の実施を計画しており、同計画に基づき、各種統計資料に基づく性犯罪の動向調査、平成20年7月1日から同21年6月30日の1年間のうちで、性犯罪で有罪判決が確定した者約1,800人を対象とした実態調査のほか、その者たちに対する刑事施設及び保護観察所での処遇調査、さらには刑確定後5年を経過した時点での再犯状況調査を実施している。 ・(2)法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報提供をしている。 <p>平成17年6月から、刑事施設の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強姦、わいせつ目的略取・誘拐及び強盗強姦に係る受刑者などについて、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等を通知している。(※1)</p> <p>これに加え、平成17年9月から、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放(予定)日、入所日、出所事由等を通知している。(※2)</p> <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所においては、性犯罪者に対して性犯罪者処遇プログラムを実施し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させている。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)「性犯罪に関する総合的研究」については、研究計画に即して円滑に実態調査、再犯状況調査を進めており、さらには、統計学を専門とする外部協力者の協力体制を築いたことから、より精緻な分析が可能となった。 なお、本研究の成果は、平成27年12月に発刊(予定)の平成27年版犯罪白書及び平成27年度中に発行する研究部報告にて公表する予定である。 ・(2)情報提供は適切に行われている。 <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所では、毎年800名を超える保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施しており、性犯罪者の犯罪的傾向の改善が着実に図られている。 	<p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)「性犯罪に関する総合的な研究」について、引き続き研究計画に即して遅滞することなく研究を推進するとともに、平成26年10月に性犯罪に関する国際的な学会(ATSA)への職員を派遣し、同学会で得られた最新の知見等を基に、性犯罪者に対する効果的な再犯防止施策を提言できるよう研究を充実させる。 検討課題としては、性犯罪者に対する再犯防止のためのプログラムの効果検証の分析方法等について、25年度に引き続き専門家の助言等を要請する予定である。 また、本研究では、刑確定後の5年経過後の再犯調査を実施しているものの、調査対象者のうち、強姦罪及び強制わいせつ罪の者の多くは未だ受刑中であったため、それらの者に対する再犯状況等について明らかにするため、今後も成行き調査を継続する予定である。 ・(2)引き続き、協力し実施する。 <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、刑事施設における処遇内容との一貫性に留意してプログラムを実施するとともに、プログラム終了後も個々の性犯罪者の特性に応じ、適切に指導監督・補導援護を行う。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>エ 啓発活動の推進</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するとともに、女性に対する暴力をなくすポスターやリーフレットを作成・配布した。また、期間中、ラジオ番組、インターネットテレビ等を通じて、性犯罪を含む女性に対する暴力の根絶を国民に呼びかけた。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、被害の潜在化を防ぎ、顕在化させるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、関係機関が連携して、国民に対して一層の広報啓発を行っており、運動のイベントであるパープ・ライトアップについては、平成24年度は全国9施設で実施したが、平成25年度には全国22か所で実施しており、成果が表れている。また、配偶者からの暴力、性犯罪、買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを、現状や課題を踏まえて、ラジオ番組等のメディアを通じて広く国民に広報することで、国民の社会認識の醸成に大きく寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を招致した会議などを通じて、都道府県警察を指導している。 ・女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に関する情報は、地域住民・防犯ボランティア等に対し、防犯ネットワーク、インターネット、ミニ広報誌等の様々な媒体を活用してタイムリーに発信している。 ・鉄道事業者等と協働したキャンペーン等の実施により、電車内における痴漢について広報・啓発活動をしている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察に対する指導ができています。 ・女性を対象とする性犯罪等に関して様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めている。 ・被害者となる女性の警戒心を高めるとともに、痴漢撲滅の社会的機運の醸成に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 ・今後も、関係機関や防犯ボランティア等と連携して積極的な情報発信や広報に努め、女性を対象とした性犯罪等の被害防止のための啓発及び性犯罪等の未然防止を図っていく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	<p>文部科学省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに(平成25年度:12か所)、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。</p> <p>また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。</p> <p>・文部科学省では、平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づき、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力などの育成を図っている。なお、当該学習指導要領を円滑に実施するために、全国の担当者を対象とした会議等において周知を行ってきた。</p> <p>さらに、学校における指導の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ動画教材と指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布(平成26年度4月)した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。</p> <p>・平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づいた情報教育を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議において周知を行うとともに、教員用の指導手引書の作成等を行っており、啓発活動の推進に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。</p> <p>・引き続き、学習指導要領に基づいた情報教育を推進するとともに、今後の情報教育の在り方について検討していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等</p>	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・児童虐待のおそれのある児童を発見した際の児童相談所への通告を徹底するとともに、児童の安全確保を最優先とした対応を図っている。</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等 ・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、積極的な事件化を図り被疑者検挙に努めている。 ・少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施している。 ・犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。 ・都道府県警察の担当者等を対象とした全国規模の研修を開催しており、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図った。</p> <p>③ 防犯・安全対策の強化 ・通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導警告措置を講じる先制予防的活動を推進している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・児童の安全確保を最優先とした対応を図り、適切な対応を図った。</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等 ・児童に対する性的虐待については、積極的な事件化を図っており、厳正に対処した。 ・被害児童に対する継続的支援を実施するなど、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図った。 ・関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的で効果的な支援を行った。 ・全国規模の研修を開催し、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について全国への普及を推進した。</p>	<p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・引き続き、児童の安全確保を最優先とした対応を図っていく。</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等 ・引き続き、児童に対する性的虐待について、積極的に事件化を図っていく。 ・引き続き、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図っていく。 ・引き続き、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的な支援を行っていく。 ・引き続き、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について全国への普及を図っていく。</p> <p>③ 防犯・安全対策の強化 ・今後も、子供女性安全対策班を中心として先制予防的活動を推進するとともに、関係機関や防犯ボランティア等と連携して、子供や女性を対象とした性犯罪等の未然防止を図っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③ 防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では平成21年4月に全ての都道府県警察に子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集及び分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制予防的活動を行う子供女性安全対策班を設置し、従来の検挙活動等に加えて子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図ってきた。 ・子供が安心して登下校できるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールの強化、子供に身の危険を察知する能力等を身につけさせるための体験型被害防止教育の推進、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を児童や保護者に対して迅速に提供するため教育委員会や小学校等と連携した情報発信活動の推進、危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供110番の家」等ボランティアに対する支援等を推進してきた。 	
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(SOS-eメール)を行っている。子どもの人権110番等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設している。また、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもが相談しやすい環境を整備している。 被害を受けた子どもからの相談やその他の情報によって児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、被害を受けた子どもを一時保護させるといった適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じている。これにより、被害を受けた子どもの救済に努めている。 <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、児童からの事情聴取方法等に関する研修を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 なお、法務省の人権擁護機関において人権侵犯事件として立件した事案のうち児童に対する暴行虐待に関するものは増加傾向にあり、平成25年は911件で昨年に引き続き過去最高となった。これらのことから、気軽に人権相談できる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続きにつなげられたものであり、適切に対応したことがうかがえる。 	<p>① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。 <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も同様の取組を実施する。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等 ・計画の要請を満たしている。</p> <p>【施策の取組状況】</p> <p>①関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。 ・毎年11月の児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待について広報・啓発を行う。 ・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施。</p> <p>②被害を受けた子どもに対する相談・支援等 被害を受けた児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・子どもの虹情報研修センターでの研修実施により、性的被害児童等に対するケアに関する専門性の向上を図ることができた。 ・児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を都道府県、市町村、学校、警察、その他関係機関、関係団体などに幅広く配布し、性的虐待を含む児童虐待について啓発を行った。 平成26年度広報ポスター等配布数：ポスター約44万枚、リーフレット約200万枚、しおり約170万枚 ・全国77か所の乳児院、557か所の児童養護施設、104か所の母子生活支援施設、38か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し(平成25年度)、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施している</p> <p>②被害を受けた子どもに対する相談・支援等 児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350件 ：平成24年度1,449件</p>	<p>① 係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・引き続き、児童相談所職員等への研修や児童虐待防止推進月間を実施するなど早期発見に資する取組を行う。 ・引き続き、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置する取組を促進し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。</p> <p>②被害を受けた子どもに対する相談・支援等 引き続き児童相談所等における相談体制等の充実を図る。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 ・文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウム、子どもの心のケア対策研修会を開催している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。
イ 児童ポルノ対策の推進	内閣府(共)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日決定)を策定し、毎年フォローアップを実施するとともに、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、関係機関・団体と連携して児童ポルノ根絶に向けた国民運動を推進している。 ・青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化する中で、児童ポルノ事犯の被害が深刻化していること等を踏まえ、新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)を策定し、官民一体となって児童ポルノの排除に向けた総合的な活動を推進している。 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。 ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月25日法律第79号)が成立し、同年7月15日から施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携して児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策を一層推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等に対する広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進を図るなど、地域の情勢・特性に応じ、児童ポルノ排除対策が推進されるよう地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>・「児童ポルノは絶対に許されない」という認識や地域の情勢・特性に応じた児童ポルノ排除のための取組が効果的に推進されるように、国、地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。</p>	<p>・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことから、同法改正・「第二次児童ポルノ排除総合対策」・「世界一安全な日本創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等を始め、児童ポルノの排除に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。</p>
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・警察では、児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りの強化、広報啓発活動、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施等児童ポルノの流通・閲覧防止対策を推進している。</p> <p>・警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言を行った。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会にURL等の情報提供を行った。</p> <p>・警察庁において「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状」について半期ごとに調査し、その調査結果を関係機関と共有するとともに、関係事業者に対して実効性あるゾーニングの導入やミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかけている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・児童ポルノ事犯については、取締りの強化により、平成23年中、1,455件、24年中、1,596件、25年中、1,644件と送致件数が増加している。</p> <p>・プロバイダによる児童ポルノのブロッキングについてアドレスリスト作成管理団体に情報提供を行ったり、ICSA及び一部ISPの協力を得て、平成26年4月からファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組を開始するなど、関係団体との連携が進んでいる。</p>	<p>・今後も、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月：犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを強化するほか、関係行政機関・事業者等と連携した諸対策を推進する。</p> <p>・今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ画像の排除を推進する。</p> <p>・インターネット上に拡散した児童ポルノ情報の削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口であるIHCの周知を図る必要がある。</p> <p>・今後も、サイト事業者等に対しては、実効性あるゾーニングの導入やコミュニティサイトのミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかける。</p> <p>無料通話アプリ事業者等に対しては、ID交換掲示板対策として、ユーザーの年齢情報を活用した児童のIDが検索できない</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）の運用を、平成18年6月から開始した。</p> <p>IHCで、平成25年中に受理した児童ポルノ公然陳列情報は3,056件であり、平成24年（2,935件）と比べて121件（+4.1%）増加した。</p> <p>IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼した児童ポルノ公然陳列情報408件のうち391件（95.8%、前年比+3.0P）が削除されており、インターネット上に流通している児童ポルノ画像の排除に繋がった。</p> <p>・警察庁では、IHCと同様に一般のインターネット利用者から受け付けた違法情報・有害情報に係る警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う一般社団法人セーフインターネット協会（SIA）からもIHCを通じて違法情報の通知を受けるなど、連携を図った。</p> <p>・出会い系サイトに起因して児童ポルノの被害に遭った児童は、平成22年中は19人であったが、平成25年中は14人に減少した。一方、コミュニティサイトに起因して児童ポルノの被害に遭った児童は、平成22年中は292人であったが、平成25年中は484人に増加した。</p> <p>コミュニティサイトに起因する被害児童の増加の要因は、平成25年上半期以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板（以下「ID交換掲示板」という。）に起因する犯罪被害の増加によるものである。</p>	<p>システム（ゾーニング）の導入等自主的な取組の要請や関係機関等と連携したスマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進を図っていく。</p>
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・上記施策はブロッキングの実効性向上に向けた環境整備を行うものであり、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進を行ったと評価できる。</p>	<p>・児童ポルノサイトのブロッキングについて、児童ポルノ対策の必要性及びその一環としてのブロッキング導入の具体的方策について普及啓発を実施していく必要がある。</p>
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。</p> <p>・平成26年6月、議員立法により児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。</p>	<p>・児童ポルノ事犯に対しては、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係各省庁が連携し、法改正の趣旨を踏まえ、新設された罰則の適用を含め、今後も適切に対処する。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係各省庁が連携して児童ポルノ事犯の取締りの強化を図っている。 ・罰則の新設により、児童ポルノ事犯の取締りの強化、厳正な科刑の実現に資することができる。 <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者へフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。 ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。 ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。 	<p>・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止の推進に努める。</p> <p>・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすく児童ポルノ画像等の流通・閲覧が防止される環境の整備を推進する。</p> <p>・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止措置を推進する。</p>
ウ 児童買春対策の推進	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する継続的な支援等の保護対策を推進している。 ・警察では、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為(以下「禁止誘引違反」という。)等の厳正な取締りを行っている。 ・コミュニティサイト事業者に対し、実効性あるゾーニングの導入やミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかけている。 	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>② 被害児童に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施している。 ・少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取り扱いの豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、「ヤングテレホンコーナー」等の名称でフリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。 <p>③ 啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状」について半期ごとに調査し、その調査結果を関係機関と共有するとともに、関係事業者に対して実効性あるゾーニングの導入やミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかけている。 ・警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 ・進学、進級時期における保護者説明会等を活用し、フィルタリングの普及促進等に関する啓発活動を推進した。 ・コミュニティサイト等に起因する福祉犯被害の増加等を踏まえ、警察庁より、各都道府県警察宛に、保護者への啓発活動の強化、携帯電話事業者に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進等を指示した(平成25年12月)。 ・携帯電話事業者に対し、携帯電話契約時等における保護者へのフィルタリングの説明強化について要請した(平成26年1月)。 ・保護者向けの啓発用リーフレット「STOP!ネット犯罪」を約270万部作成し、全国の保護者に配布した(平成26年3月)。 ・児童による不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進した。 ・一般社団法人日本旅行業協会が主催するセミナーにおいて、児童ポルノ対策官が国内外における児童買春、児童ポルノの現状について講演を行った。 ・警察庁では、毎年、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う国際会議を開催している。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春事件については、平成23年中、842件、24年中、695件、25年中、709件を送致している。 	<p>① 児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き児童買春等の取締り及び被害児童に対する保護対策を推進していく。 ・出会い系サイト対策としては、今後も禁止誘引行為の書き込み違反者に対する取締りを継続する。 ・サイト事業者等に対して、今後も実効性あるゾーニングの導入やコミュニティサイトのミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかける。 ID交換掲示板対策としては、無料通話アプリ事業者等に対する、ユーザーの年齢情報を活用した児童のIDが検索できないシステム(ゾーニング)の導入等自主的な取組の要請や関係機関等と連携したスマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進を図っていく。 <p>② 被害児童に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図っていく。 ・引き続き、少年相談体制の充実を図っていく。 <p>③ 啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、スマートフォン等が児童にも急速に普及しており、インターネット利用に係る児童買春事件が多く発生していることを踏まえ、児童に対する情報モラル教育を更に強化していく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・事件によっては、逮捕状に記載する被害児童の氏名を匿名化するなど、児童の人権に対する配慮が浸透している。</p> <p>・禁止誘引違反の取締り件数は、平成22年中は404件であったが、平成25年中は337件に減少した。</p> <p>・出会い系サイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は151人であったが、平成25年中は71人に減少した。</p> <p>・コミュニティサイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は214人であったが、平成25年中は226人に増加した。コミュニティサイトに起因する被害児童の増加の要因は、平成25年上半期以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板(以下「ID交換掲示板」という。)に起因する犯罪被害の増加によるものである。</p> <p>② 被害児童に対する適切な対応</p> <p>・被害児童に対する継続的支援を実施するなど、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図った。</p> <p>・フリーダイヤルでの電話相談や電子メールによる相談の受付等、相談を行いやすい環境の整備が図られている。</p> <p>③ 啓発活動の推進等</p> <p>・児童買春事件の送致事件に係る被害児童数は減少傾向にあり、平成22年の741人から平成25年には462人まで減少している。</p> <p>・コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童数は、平成22年度に1,239人、平成24年度には1,076人と減少傾向にあったが、平成25年度にはID交換掲示板利用による被害等を背景に1,293人に増加した。</p> <p>・出会い系サイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は151人であったが、平成25年中は71人に減少した。一方、コミュニティサイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は214人であったが、平成25年中は226人に増加した。</p> <p>・近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。</p> <p>・「青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)」によると、フィルタリングの利用率は、平成22年度に59.6%、平成24年度には63.5%と上昇していたが、平成25年度にはスマートフォンの普及等を背景に55.2%に減少した。</p> <p>・セミナーにおける講演等により、業界における関係法連遵守に対する意識高揚が図られている。</p> <p>・海外における児童買春ツアー等により旅行業者が検挙された例はない。</p>	<p>・今後も、サイト事業者等に対しては、実効性あるゾーニングの導入やコミュニティサイトのミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかける。</p> <p>無料通話アプリ事業者等に対しては、ID交換掲示板対策として、ユーザーの年齢情報を活用した児童のIDが検索できないシステム(ゾーニング)の導入等自主的な取組の要請や関係機関等と連携したスマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進を図っていく。</p> <p>・引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。</p> <p>・スマートフォン等の普及を踏まえ、保護者への啓発活動、携帯電話事業者に対する要請、児童に対する情報モラル教育を更に推進する。</p> <p>・今後も、関係法令が遵守されるよう、各種会議等の機会を通じて啓発活動を推進していく。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春対策の推進に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>②被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。 <p>【施策の評価】</p> <p>②被害児童等に対する適切な対応</p> <p>児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350件 ：平成24年度1,449件</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第79号)が施行され、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価を実施することが明記されたことを踏まえ、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価については、平成26年9月1日の社会保障審議会児童部会において、本児童部会で被害の現状等を議論いただくこととなった。</p>	<p>②被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害児童等に対し、心身の状況に応じた適切な支援を行う。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年10月に「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」が取りまとめられた。その中で、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備にあたっては、SNSに代表されるCGMのサービス運営者等の関係者による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを行政が支援することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係者によって、それぞれに求められる役割が果たされるような取組を進めていくことが必要。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備にあたって、関係者による自主的かつ主体的な取組の推進がされた。 	
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業界において参画している「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範(Code of Conduct)」に基づいた、自主的な取組の促進。 ・旅行業法令及び関係法令の遵守徹底のための旅行業者等への立入検査の実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業界が参画している行動倫理規範に基づいた、規定・方針の確立、従業員の教育・訓練、旅行者への情報提供などの自主的な取組を促進した。 ・旅行業者等への立入検査により、旅行業法令及び関係法令の遵守徹底を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、旅行業界の自主的な取組を促進するとともに、旅行業法令及び関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。
エ 広報啓発の推進	内閣府(共)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進本部の下で、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日決定・平成24年7月6日改訂)のフォローアップを実施し、関係省庁が連携して青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備を推進。 ・青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化していること等を踏まえ、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、基本計画の見直しに向けた議論を開始。 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要。 ・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要。 	<p>に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要。 ・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要。
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は有識者による検討委員会を組成し、モデルシステムの構成、育成すべきリテラシーの指標、具体的内容等について検討を行い、報告書を取りまとめた。 ・平成24年度は報告書を踏まえたモデルシステムを構築し、リテラシー育成コンテンツを作成。その上で、図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行った。 	

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・平成25年度は、PDCAサイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組み、より実効性の高い普及モデルの検討を行った。</p> <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <p>・放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <p>・取組により、リテラシー育成コンテンツ及び実証結果等を取りまとめた報告書を作成した。ホームページで公表し、普及を図っている。</p> <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <p>・上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の涵養に寄与。</p>	<p>○ICTメディア・リテラシー</p> <p>・スライドや動画を中心とするリテラシー育成コンテンツは充実したが、より実践的な学習のためのシミュレーター型のコンテンツが少なく、さらなる拡充が必要と認識している。新たなシミュレーター型のリテラシー育成コンテンツの開発等により、安全で実践的なリテラシー向上のための取組を推進する。</p> <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <p>・放送分野の教材については、一般に対する提供を継続。</p>
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウム、子どもの心のケア対策研修会を開催している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・子供に対する性的な暴力の根絶に向けた広報啓発の推進に資するものである</p>	<p>・平成27年度においても、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、子供の心のケアシンポジウムを開催する予定である。</p>
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等について取りまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。</p> <p>・警察庁、都道府県警察、NPO等の協力の下、インターネット利用に関する基礎知識を学習するための「インターネット安全教室」を継続して開催。</p> <p>・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・フィルタリング普及啓発セミナー、指導者等向けセミナー及びインターネット安全教室を相当回数実施。</p> <p>・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。</p>	<p>・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、子どものインターネット・リテラシー向上に努める。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>5 売買春への対策の推進</p> <p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p>	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律、児童福祉法、及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等を適用し、取締りの強化を図ってきた。 ・また、被疑者を検挙した場合等には、時機に応じて適切に報道発表を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <p>① 売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春事件については、平成23年中、842件、24年中、695件、25年中、709件を送致している。 ・平成25年中における売春防止法違反の検挙件数は1,030件、人員は639人となっている。 	<p>① 売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法等の関係規定を適切に運用し、取締りを行っていく。 ・今後も、引き続き児童買春の取締りを推進していく。
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性の人権を尊重するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。 	<p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。
	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に行われている「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布するとともに、内閣府ホームページに掲載した。 <p>【施策の評価】</p>	

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に行われている「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、売買春の根絶に向けた諸対策に関して、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 	<p>② 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>厚生労働省では、各自治体における婦人相談所の相談等に関する広報事業に要する費用の一部について補助を行っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV対策統合補助金において、婦人保護事業の啓蒙普及を行っており、昨年度(25年度)は38箇所(47都道府県中)において実施した。 ・政府全体(取りまとめ:内閣府男女共同参画局)として、毎年11月を「女性に対する暴力をなくす運動」月間(11/12~25)とし、この中で「売買春に関する相談」を受け付ける事について、広く国民に対して周知が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV統合補助金中の「婦人保護事業啓蒙普及事業」について、継続して実施する予定である。
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導することとしている。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、性暴力に関する取組事例を男女共同参画推進フォーラム等の主催事業において参加者に紹介している。また、人身取引の国際的、多面的側面に着目し、防止に向けた教育・啓発に必要とされるグローバルな視野を持った地域の活動と連携・協力を資する調査研究を行い、地方自治体や男女共同参画センター等が活用できるブックレット及びパネル、リーフレットを作成した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買春の根絶に向けた対策の推進に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、性暴力に関する取組事例を男女共同参画推進フォーラム等の主催事業において参加者に紹介していく。また、引き続き、人身取引の教育・啓発に関するパネルの貸出を行う。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、③関係機関との連携の強化 売春防止法5条違反のケース等、売春による被害女性の保護及び社会復帰支援について、婦人相談所、婦人相談員等において支援を行っており、児童虐待・DV統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV被害者保護支援都道府県ネットワーク事業」を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、③関係機関との連携の強化 ・婦人相談所の相談・一時保護の件数の中で、売春事案が占める件数は低下している。</p>	<p>①売買春からの女性保護、②社会復帰支援の充実、 ・第3次男女共同参画基本計画が始まった平成22年度以降、児童虐待・DV統合補助金の中の「売春・DV対策機能強化事業」において、住民等に対する啓蒙普及事業を行っており、今後についても継続して実施する予定である。</p> <p>③関係機関との連携の強化 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成20年：閣・国公委・法務・厚労告一)において、婦人相談員を設置していない市は、設置について検討する事を規定している。</p>
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 社会復帰支援の充実 ・少年院においては、女子少年に対する矯正教育の一つとして、性に関するプログラムを作成し、平成26年度から試行を開始した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>② 社会復帰支援の充実 ・女子少年に対しては、これまで性に関する矯正教育を各施設において、実施してきたところ、この度、標準的なプログラムを作成し、その試行を開始したところであり、試行結果を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている。</p>	<p>② 社会復帰支援の充実 ・平成26年度から実施している施行の結果を検証し、必要な見直しを行い、より効果的なプログラムを作成することとしている。</p>
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>③ 関係機関との連携の強化 ・搾取を伴う売春被害者については、適切に保護し、婦人相談所等関係機関との連携強化を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>③ 関係機関との連携の強化 ・平成25年中における売春防止法違反の検挙件数は1,030件、人員は639人となっている。</p>	<p>③ 関係機関との連携の強化 ・搾取を伴う売春被害者については人身取引を念頭に、引き続き婦人相談所等関係機関との連携強化に努めていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>6 人身取引対策の推進</p> <p>ア「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進</p>	<p>法務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析 ・入国管理局では、関係機関、NGO、一般人等から、人身取引被害者の可能性がある外国人に関する情報提供を受けた場合、警察等と連携し、実態把握に努めている。また、人身取引事案について、その概要を法務本省で集約し、人身取引被害の発生状況等の把握・分析に努めている。</p> <p>② 被害者の発見・保護 ・(1)入国管理局では、関係機関からの通報を含め、人身取引の被害者である可能性がある事案について認知した場合は、警察と連携して、被害者保護の観点から迅速に摘発等を実施するとともに、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置いた人身取引事犯の取締りを実施している。 また、保護した被害者について、在日外国公館、婦人相談所、NGO等に対し保護を依頼するなどし、被害者の所在が明らかになり二次的被害に及ぶ危険性を生じさせないよう、関係機関と連携している。 ・(2)法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。 また、法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。また、法務省ホームページ英語版に、人身取引に関する情報とともに、外国人のための人権相談所についての案内を掲載している。</p> <p>⑤ 広報啓発 ・(1)入国管理局では、毎年6月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン月間」において、在留審査窓口や空海港、主要な駅前等で特に事業主に向けて不法就労防止への協力を呼びかけるリーフレットを配布するとともに、関係府省庁、地方公共団体、経済団体等に協力を依頼したり、ホームページや報道記者発表に掲載したりするなど不法就労防止のための啓発活動を行っている。あわせて、「出入国管理」(出入国管理行政の現況についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに、人身取引防止に関する取組を掲載している。 ・(2)法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討 ・(1)「人身取引対策行動計画2009」の検討課題を省庁横断的に検討するために設けたワーキンググループにおいて検討している。</p>	<p>① 被害の発生状況の把握・分析 ・人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっていることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p> <p>② 被害者の発見・保護 ・(1)人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっていることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。 ・(2)今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。 また、外国人のための人権相談所の充実、人身取引被害者の発見・保護のための施策の充実のための方策について検討する必要がある。</p> <p>⑤ 広報啓発 ・(1)人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっていることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・(2)法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。</p> <p>また、法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析</p> <p>・「人身取引対策行動計画2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p> <p>② 被害者の発見・保護</p> <p>・(1)「人身取引対策行動計画2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p> <p>・(2)「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。</p> <p>取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行う機会を提供することができたものと考えている。</p> <p>なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。また、人身売買(日本人、外国人を問わない。)に関する人権相談件数は、平成24年が多かったがほぼ横ばいの状況であり、また、人権侵犯事件として立件した事案は、平成22年以降は23年の1件のみである。</p> <p>外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数及び人身売買に関する人権相談件数は、それぞれ全体に占める割合は少ないものの、いずれも一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがわれる。</p> <p>⑤ 広報啓発</p> <p>・(1)「人身取引対策行動計画2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>	<p>・(2)今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <p>・(1)人身取引の手法がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p> <p>・(2)今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。</p> <p>また、外国人のための人権相談所の充実、人身取引被害者の発見・保護のための施策の充実のための方策について検討する必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・(2)「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。</p> <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <p>・(1)現時点において、男性被害者を保護するためのシェルターの整備には至っていないが、女性に限らない人身取引被害者に対するシェルター機能を確保するため、関係府省庁との検討を継続しており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p> <p>・(2)「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることを広報するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。</p> <p>取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行う機会を提供することができたものと考えている。</p> <p>なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。また、人身売買(日本人、外国人を問わない。)に関する人権相談件数は、平成24年が多かったがほぼ横ばいの状況であり、また、人権侵犯事件として立件した事案は、平成22年以降は23年の1件のみである。</p> <p>外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数及び人身売買に関する人権相談件数は、それぞれ全体に占める割合は少ないものの、いずれも一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがわれる。</p>	
	<p>外務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <p>・関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を各国へ派遣し、人身取引の発生状況及びその対策についての意見交換を実施している。</p> <p>・人身取引の防止のため、人身取引の送出国となっている近隣諸国との協力関係を構築している。</p> <p>②被害者の発見・保護</p> <p>・我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、IOM(国際移住機関)への拋出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っている。</p> <p>⑤広報啓発</p> <p>・外務省では、警察庁作成の10か国語対応(日本語含む)のリーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発に努めている。</p> <p>【施策の評価】</p>	

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年以降、「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ22か国に派遣し、訪問国の政府機関、国際機関及び現地NGOと被害の実態や訴追・保護の実績、内容等について意見交換を実施することにより、各国の状況把握ができ、また、具体的な協力関係を構築してきた。 とりわけ、人身取引の送出国となっているタイとの間では、人身取引の防止、法執行及び被害者の保護の3分野で協力を行うため、「人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース」を立ち上げ、これまで5回の会合を開催し、被害者の適切な保護のための円滑な情報共有を図った。 <p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> IOMが実施する人身取引被害者帰国支援事業では、平成17年5月1日以降平成26年9月1日までに、計257名の帰国支援を実施しており、着実に我が国での被害者保護を実施できている。 当省に在京大使館やIOMを通じて人身取引と疑われる事案についての情報が寄せられた場合には、警察や法務省と連携し、適切な対応を行った。 <p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外において、未だ人身取引に関する周知が十分でないことから、引き続き在京大使館及び我が方在外公館を通じ、人身取引の危険性及び被害に遭った場合の救済措置について幅広く啓発活動を実施する必要がある。 	<p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年中の政府調査団派遣も視野に入れ、人身取引の予防・被害者の適切な保護のための情報収集を引き続き近隣諸国と協力し行う。 <p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省では、在京大使館に働きかけて通報窓口を拡大することにより、外国人被害者の窓口機能を充実させることを検討している。 <p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き在京大使館及び我が方在外公館を通じた啓発活動を行う。
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国管理局や婦人相談所等の関係機関と連携し、水際での取締り及び悪質な雇用主等に対する取締りの強化、被害者の早期保護並びに国内外の人身取引事犯の情報共有、実態解明を図っているほか、関係省庁、関係国の在京大使館、被害者を支援する民間団体等との間で、年1回コンタクトポイント連絡会議を開催して緊密な情報交換を行っている。 <p>② 被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成しており、各種窓口や店舗等に配布している。 被害者を発見・認知した場合には、早期に保護し、保護施設に引き継ぐ等適切な保護措置を講じている。 <p>⑤ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 被疑者を検挙した場合等には、時機に応じて適切に報道発表を行っている。 <p>⑥ 男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性被害者等の保護施策については、関係省庁により検討中である。 	<p>①②⑤⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、人身取引対策行動計画に従って、関係法令による取締りの徹底・適切な被害者の保護を図ると共に、関係機関との連携を強化し、人身取引対策を推進する。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>①②⑤⑥</p> <p>・政府を挙げて人身取引に対する施策を積極的に推進しているところ、平成25年中の人身取引事犯の検挙件数は25件、人員は37人となっている。</p>	
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>②被害者の発見・保護</p> <p>・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。</p> <p>③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実</p> <p>④被害者のニーズに合わせた支援の実施</p> <p>・婦人相談所においては、警察・入国管理局からの依頼等により、外国籍の人身取引被害女性の一時保護を行っており、母国語の通訳の雇上げを行う他、他の制度等が利用できない場合においては、被害女性の医療に係る支援も行っている。(医療費について、婦人相談所運営費負担金の外国人婦女子緊急一時保護経費を利用した場合は、本人負担は無い。)</p> <p>・「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」(平成23年7月1日:人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)の「3. 被害者の保護に関する措置」において、婦人相談所は人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング、医療ケア等の実施、被害者に対する法的援助に関する周知等、被害者の状況に応じ保護中の支援を行うことと規定されている。</p> <p>⑤広報啓発</p> <p>・人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係団体等にポスターを配布している。</p>	<p>②被害者の発見・保護</p> <p>・引き続き「婦人相談所ガイドライン」の普及に努める。</p> <p>③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実</p> <p>④被害者のニーズに合わせた支援の実施</p> <p>・引き続き人身取引対策行動計画に基づき対応を行う。</p> <p>⑤広報啓発</p> <p>・引き続き、人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターの配布など、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、広報啓発を行う</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>②被害者の発見・保護 ・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度(25年度)策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。</p> <p>③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実</p> <p>④被害者のニーズに合わせた支援の実施 ・第3次男女共同参画基本計画が始まった平成22年度以降、婦人相談所運営費負担金の中の「外国人婦女子緊急一時保護経費」において、外国籍の人身取引被害女性に係る医療費等の支援について、継続して実施している。</p> <p>⑤広報啓発 ・関係省庁と連携して、広報啓発の推進を行っており、第三次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>	
	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 被害者の発見・保護 ・人身取引に関する啓発用ポスターを作成し、人身取引被害者を認知した際には、警察や入国管理局への通報を促している。 ・平成23年10月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の保護に関する適切な対応について周知した。</p> <p>⑤ 広報啓発 ・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成、配布している。 ・人身取引対策ポスター及びリーフレットを作成、配布し、人身取引根絶に向けた広報を実施し、国民の意識の啓発と協力を促している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>② 被害者の発見・保護 ・人身取引被害者を認知した場合の適切な対応等について周知しておくことで、相互に連携した適切な保護につながったと考えられる。</p> <p>⑤ 広報啓発 ・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・売買春を含む人身取引被害防止のための意識啓発に一定の成果があったと考えられる。</p>	<p>② 被害者の発見・保護 ・引き続き、外国人被害者に対しても、適切な支援が行われるよう広報に努めていく。</p> <p>⑤ 広報啓発 ・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。</p>

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</p> <p>ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及びセクハラ指針の内容について、平成25年12月の改正内容も含め、周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。 ・専門知識を持った雇用均等指導員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。 ・また、セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布することなどにより周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った担当者が労災請求に関する相談に応じるなど、精神障害を発病した労働者が相談しやすい環境の整備を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知や履行確保に取り組むとともに、平成25年12月にセクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底の観点から、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示する等、セクシュアルハラスメントに関する指針の見直しを行った。 ・セクシュアル・ハラスメントが原因で精神障害を発病したとして労平成25年度に28件災認定されており、適切に対策が取られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の改善の推進を図るため、引き続き、男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るとともに、労働者や企業からの相談に適切に対応していく。 ・セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることを引き続き周知するとともに、臨床心理士等の資格を持った職員の活用等により、精神障害を発病した労働者からの相談に適切に対応する。
	<p>人事院</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年12月4日～10日を「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間中、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」及び「セクシュアル・ハラスメント防止講演会」を開催している。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象に、セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)防止対策の取組状況、相談・対応事例についての情報交換を行うなどの「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催している。 ・毎年、各府省のセクハラ相談員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」を開催している。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを実施している。 ・平成26年7月に、各府省においてセクハラ防止を目的とした研修の実施の徹底や職員が相談しやすい苦情相談体制の整備を図るよう「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」(局長通知)を改正し、各府省に要請した。 ・セクハラ防止のための啓発リーフレットを作成し、各府省を通じて職員に配付した。 	<p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、職員に対して、セクハラ防止等についての意識を啓発するとともに、各府省に対しても、セクハラ防止等の取組を推進していくことを要請する。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、職員に対してセクハラ防止等に関する啓発等を行うため、「セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」及び「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催し、また、職員に対して啓発用のリーフレットを配付した。 ・毎年、各府省を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を開催し、セクハラ防止対策や取組状況、相談・対応事例についての情報交換を行い、また、各府省のセクハラ相談員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」を開催した。 ・毎年、各府省の人事担当者を対象とした「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを実施した。 	
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント防止対策として各種研修の機会を捉えて講義を行っているほか、人事院主催のセクシュアル・ハラスメント防止研修指導者養成セミナーへの職員の参加、セクシュアル・ハラスメント相談員の指定によって相談体制を整備している。 <p>【施策の評価】</p> <p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院主催のセミナーには、セクシュアル・ハラスメント相談員に適格性のある職員を積極的に参加させ、平成25年度は相談員に11名を指定し、適切な相談体制を整備した。 	<p>② 国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き研修を行うなどして職員の意識付けを図り、セクシュアル・ハラスメント防止対策に努める。
イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。 また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省としては、引き続き各国立大学法人等に対し、必要な情報について提供を行う等、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底に努める。 また、平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等の配置に係る経費を要求している。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>8 メディアにおける性・暴力表現への対応</p> <p>ア 広報啓発の推進</p>	<p>内閣府(共)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進している。 ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、有害環境浄化に関する広報・啓発活動や、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を引き続き推進する。 ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童や女性を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 警察庁ホームページに、インターネット・ホットラインセンター（IHC）のホームページへのリンクを掲載しているほか、IHCの運用状況等についての資料を掲載し、IHCの役割の周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童や女性を守るための広報啓発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、サイバー空間における犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は有識者による検討委員会を組成し、モデルシステムの構成、育成すべきリテラシーの指標、具体的内容等について検討を行い、報告書を取りまとめた。 平成24年度は報告書を踏まえたモデルシステムを構築し、リテラシー育成コンテンツを作成。その上で、図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行った。 平成25年度は、PDCAサイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組み、より実効性の高い普及モデルの検討を行った。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。 <p>【施策の評価】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組により、リテラシー育成コンテンツ及び実証結果等を取りまとめた報告書を作成した。ホームページで公表し、普及を図っている。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の涵養に寄与。 	<p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> スライドや動画を中心とするリテラシー育成コンテンツは充実したが、より実践的な学習のためのシミュレーター型のコンテンツが少なく、さらなる拡充が必要と認識している。新たなシミュレーター型のリテラシー育成コンテンツの開発等により、安全で実践的なリテラシー向上のための取組を推進する。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送分野の教材については、一般に対する提供を継続。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	<p>文部科学省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに(平成25年度:12か所)、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。 また、携帯電話やスマートフォンなどを利用する青少年自らが、適切な利用法について学び合うワークショップや地域の実情に応じた有害環境対策の推進を支援している。 <p>・文部科学省では、平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づき、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力などの育成を図っている。なお、当該学習指導要領を円滑に実施するために、全国の担当者を対象とした会議等において周知を行ってきた。</p> <p>さらに、学校における指導の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ動画教材と指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布(平成26年度4月)した。</p> <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。 ・平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づいた情報教育を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議において周知を行うとともに、教員用の指導手引書の作成等を行っており、広報啓発の推進に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。 ・引き続き、学習指導要領に基づいた情報教育を推進するとともに、今後の情報教育の在り方について検討していく。
	<p>経済産業省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・警察庁、都道府県警察、NPO等の協力の下、インターネット利用に関する基礎知識を学習するための「インターネット安全教室」を継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、子どものインターネット・リテラシー向上に努める。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー、指導者等向けセミナー及びインターネット安全教室を相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 	
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童や女性を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 ・警察庁ホームページに、インターネット・ホットラインセンター(IHC)のホームページへのリンクを掲載しているほか、IHCの運用状況等についての資料を掲載し、IHCの役割の周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童や女性を守るための広報啓発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サイバー空間における犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>イ 流通防止対策の推進等</p>	<p>内閣府(共)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。 また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の機会を捉えて、性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進している。 ・犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日決定)を策定し、毎年フォローアップを実施するとともに、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、関係機関・団体と連携して児童ポルノ根絶に向けた国民運動を推進している。 青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化する中で、児童ポルノ事犯の被害が深刻化していること等を踏まえ、新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)を策定し、官民一体となって児童ポルノの排除に向けた総合的な活動を推進している。 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。 平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月25日法律第79号)が成立し、同年7月15日から施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携して児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策を一層推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。 また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の機会を捉えて、性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを引き続き推進する。 ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等に対する広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・特性に応じ、児童ポルノ排除対策が推進されるよう地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、有害環境浄化に関する広報・啓発活動や、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・「児童ポルノは絶対に許されない」という認識や地域の情勢・特性に応じた児童ポルノ排除のための取組が効果的に推進されるように、国、地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことから、同法改正・「第二次児童ポルノ排除総合対策」・「世界一安全な日本創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等を始め、児童ポルノの排除に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。 ・警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。 ・警察では、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づきインターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進している。 ・警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、ブロックチェーンについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している。 ・警察では、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。 ・今後もインターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。 ・今後も、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係行政機関・事業者等と連携した諸対策を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成25年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。 ・平成25年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は781件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。 ・平成25年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181営業所、177件、288人であり、押収したわいせつDVD等は2,096,259枚であった。 <p>・プロバイダによる児童ポルノのブロッキングについてアドレスリスト作成管理団体に情報提供を行ったり、ICSA及び一部ISPの協力を得て、平成26年4月からファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組を開始するなど、関係団体との連携が進んでいる。</p> <p>・警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うIHCの運用を、平成18年6月から開始した。</p> <p>IHCで、平成25年中に受理したわいせつ電磁的記録記録媒体陳列情報は23,769件であり、平成24年(27,334件)と比べて3,565件(-13.0%)減少し、IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼したわいせつ電磁的記録媒体陳列情報10,619件のうち10,494件(98.8%、前年比+2.2P)が削除された。また、平成25年中に受理した児童ポルノ公然陳列情報は3,056件であり、平成24年(2,935件)と比べて121件(+4.1%)増加し、IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼した児童ポルノ公然陳列情報408件のうち391件(95.8%、前年比+3.0P)が削除されており、インターネット上に流通している児童ポルノ画像等の排除に繋がった。</p> <p>・警察庁では、一般のインターネット利用者からの通報が期待できないインターネット上の特定の違法情報・有害情報の検索収集、違法情報等のIHCへの通報、及び書込み内容から18歳未満と判断される出会い系サイト利用者に対する警告メールの発信等を行うサイバーパトロール業務の民間への委託を平成20年10月から開始した。</p> <p>・警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会にURL等の情報提供を行った。</p> <p>・警察庁では、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援する活動を推進した結果、平成26年4月1日現在で把握しているサイバー防犯ボランティア団体は141団体、5,337人であり、平成25年4月1日現在(75団体、3,858人)と比べて、大幅に増加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の違法・有害情報の排除を推進する。 ・インターネット上に拡散した違法情報・有害情報の削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口であるIHCの周知を図る必要がある。 ・サイバー防犯ボランティアにあつては、新規団体の結成支援等、裾野の拡大、活動の活性化に向けた支援を推進していく。

様式2

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記施策はブロッキングの実効性向上に向けた環境整備を行うものであり、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進を行ったと評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノサイトのブロッキングについて、児童ポルノ対策の必要性及びその一環としてのブロッキング導入の具体的方策について普及啓発を実施していく必要がある。
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者にはフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。 ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。 ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止の推進に努める。 ・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすく児童ポルノ画像等の流通・閲覧が防止される環境の整備を推進する。 ・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止措置を推進する。